

第6回 京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議 次第

日時：令和6年10月21日

午前10時～

場所：市会第3会議室

1 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の案について

資料 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の案

（参考）京都市ケアラー支援条例（仮称）に対する市民意見募集の結果

2 事務連絡

■ 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の案

京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする家族等に対する介護、看護、日常生活上の世話などの「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

ここ京都では、日本初の聴覚及び視覚障害児の教育機関の設立や、精神障害の分野での地域的な看護の取組、認知症の人とその家族の会の設立など、先人たちによってケアとケアを担うケアラーに関わる先駆的な事業や活動が展開され、根付いてきた。また、それぞれの分野において活動してきた当事者や家族の会が「ケア」を合い言葉に手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきた。

京都市でも、これまで、それぞれの分野において、ケアを受ける人やケアラーなど支援を必要とする人が適切に支援を受けるための福祉基盤の整備を推進するとともに、複合的な課題を有する人への分野を横断した支援や、支援を必要とする人を社会的に孤立させないための伴走型支援を先駆的に実施し、推進してきた。また、京都の地域力を活かし、地域のボランティア等の市民との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。

社会全体においても、この間、福祉介護政策が進展し、「介護の社会化」への取組や制度は充実してきた。

しかしながら、その一方で、昨今、家族の役割や在り方が大きく変容してきたにもかかわらず、依然としてケアは当然に家族が担うべきものという認識は根強く残っている。多くの場合において、家族への負担の偏りが大きくなっており、閉ざされた状況でケアを担っているケアラーが少なくないという実態がある。また、高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語、ひきこもり、不登校、依存症などのケアの要因及び範囲が拡大するとともに、ケアラーの属性も多様化し、それらに対する社会的認識も変化している。家族等のケアを日常的に担っている子どもであるヤングケアラー、進学や就職の選択、キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期においてケアを担う若者ケアラー、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、それぞれが深刻なケアの課題に直面している。

このような社会の状況の下、京都市は、ケアラーへの社会的理解の促進と包括的な支援の拡大を図り、ケアを受ける人やケアラーへの支援を社会全体で行っていくとともに、多種多様なケアラーの状況に寄り添った適切かつ切れ目のない支援を実現させ

ていかなければならない。そして、全てのケアラーが、単にケアを担う人としてだけでなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分らしく人生を全うし、自己実現を図ることができる社会を実現しなければならない。

京都市は、今後、社会情勢の変化に応じて適切かつ効果的な施策を継続して実施していくため、ケアラーとその支援者の共同の輪を広げ、全てのケアラーが安心して、かつ、希望をもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援(以下「ケアラー支援」という。)に関し、その基本理念を定めて、本市、市民等、事業者、関係機関及び学校等の責務や役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう(ヤングケアラー(当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳未満のもの)及び若者ケアラー(当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳以上40歳未満のもの)を含む。以下同じ。)
- (3) 市民等 市民、通勤者及び通学生並びに本市の区域内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で事業を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 学校等 前号の関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (7) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。

- (2) 本市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図り、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、社会全体で支えること。
- (3) ケアラーの置かれている家庭環境、日常生活で使用する言語等、ケアラーの多様性に配慮すること。
- (4) ケアラーに対するあらゆる支援について、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切なものとする。
- (5) ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重したうえで、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。
- (6) ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われるようにすること。

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施するものとする。

- 2 本市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するよう努めるものとする。
- 3 本市は、ケアラー支援に関する施策の実施に当たっては、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、国及び京都府並びに市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と緊密に連携するとともに、必要に応じて関係者間の調整に努めるものとする。
- 4 本市は、市民等、事業者及び関係機関が、次条から第8条までの規定による役割を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、ケアラーが置かれている状況及びケアラーを社会全体で支えることの必要性についての理解を深めるとともに、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、業

務に従事させるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 事業者は、本市、関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、情報の提供、適切な支援等を行うことができる他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、園児、児童又は生徒のうち潜在的なヤングケアラーの把握に努めるとともに、園児、児童又は生徒がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、修学に当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるよう努めるものとする。
- 3 学校等は、ヤングケアラーであると認められる園児、児童又は生徒について、そのプライバシーに配慮するとともに、当該園児、児童又は生徒がケアラーであることに関連するいじめ等により学校生活に支障をきたすことがないよう配慮するよう努めるものとする。
- 4 学校等は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する基本的施策)

第9条 本市は、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
- (2) ケアラーの多様性に配慮した支援に関する情報提供及び適切な支援につなげるための相談支援に係る包括的な体制の整備に関する施策
- (3) ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関する施

策

- (4) ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策
- (5) 学校生活又は社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するケアラーに対する修学又は就業に係る支援（当該困難を有していたために学校生活又は社会生活の機会の一部又は全部を失ったケアラーに対するものを含む。）に関する施策
- (6) ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策
- (7) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関する施策

（広報及び啓発）

- 第10条 本市は、社会におけるケアラーの存在を広く市民等に認知させることで、潜在的なケアラーにおいて自身がケアラーの役割を担っているということの気付きを促し、当該ケアラーの支援につなげるよう努めることとする。
- 2 本市は、社会全体としてケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まることでケアラー支援が推進されるよう、年齢、言語等にかかわらず、広く情報の受け手である市民に分かりやすい広報及び啓発に努めなければならない。
- 3 本市は、前2項の規定によるケアラーに関する認知及び理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

（施策の実施体制の整備）

- 第11条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、その実施のために必要な体制を整備するものとする。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) ケアラーの支援に関する基本方針
 - (2) ケアラーの支援に関する具体的な施策
 - (3) その他ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項
- 3 本市は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、局区等が横断的に連携するとともに、適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

（施策についての協議の場）

- 第12条 本市は、前条第1項の計画の策定及びケアラー支援に関する施策について、当該計画及び当該施策が適切かつ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係

者に積極的に意見を聴き、施策の実施状況等を共有するための協議の場を設けるものとする。

2 前項の協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(財政上の措置)

第13条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年11月11日から施行する。

■ 京都市ケアラー支援条例（仮称） 市民意見募集の結果

- 募集期間： 令和6年9月6日（金）～ 令和6年10月14日（月） ※ 39日間
- 意見の数： 392件
- 応募者数： 延べ148人

※ 「反映状況」欄に、以下の①～④の区分を記載しています。

- ① 今回新たに条例素案に趣旨を反映した意見
- ② 既に条例素案に意見の趣旨が一定反映されている意見
(意見の分類以外の箇所において反映していたり、文言等は異なるが同趣旨の内容を反映している場合や、条例素案に賛同する意見である場合を含む。)
- ③ いただいた意見に対し条例素案での考え方について補足説明を要するが、意見の趣旨が条例素案自体を否定するものではない意見
- ④ 執行機関の施策に対する要望等

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
題名	制定しようとする条例でカバーしようとする範囲が、いわゆるケアラーだけでなく、介護・介助等が必要な方の日常生活上の世話等をする方を対象とするのであれば、適切な名称を付した条例名だと思います。	②
	ヤングケアラーに対して支援していかなければならないのでその通りだと思います。	②
	異議なし。	②
	条例名に「ケアラー」等の一般的な認知に乏しい単語を入れることに違和感を感じる。	③
	ケアラー支援、という名称自体、ケアラーを特別扱いしているように思う。	
	ヤングケアラー・若者ケアラーなどよく聞くようになり、以前と比べると「ケアラー」という言葉に馴染みが出てきたが、本当に周知されているのか？高齢の方々は、そんなカタカナでお洒落な言葉が自分に当てはまるという認識がないのではないかと？それを「自分のことだ」と思ってもらえるにはどうしたらよいか？ 認知症の方の家族は、「ケアマネジャー」と接することは多いが、「介護保険」「要介護」などの「介護」という方が一般的なもので、「ケア」「ケアラー」などの言葉を浸透させることが必要だと思う。「ケアラー」や「ピアサポーター」の支援や活動を推進する取り組みが悪いとはいえないが、お洒落な名称で新しいことをしているような雰囲気醸成して誤魔化されているような気がする。是非、そうならないことを願う。	②
	ケアラーという言葉も、馴染みが薄いし、何のケアかも分かりにくい。	②
	ケアラーという言葉自体の意味が分からない。一見して何の条例か不明。多くの人がそう思っていると思う。一部の人間しか知らない言葉を名称になぜ使うのか。わかりやすい日本語にすべき。	③
	中身を見る前に名称を見てケアラーとは何かさっぱり分からない。職員やそここの知識のあるものしか分からない単語は使うべきでない。市の条例なら、名称を見て何の条例か分かるよう変更すべき！	③
	仮称となっている「京都市ケアラー支援条例」のままで宜しいかと思います。	③
	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」という長い条例名よりも、「京都市ケアラー支援条例」というシンプルな条例名の方が分かり易い。	③
	「京都市ケアラー支援条例」が簡潔で分かり易いと思います。「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」は長いだけで、意味は一緒だと思います。	③
	少し回りくどくて、わかりにくい気がします。ストレートな文言で、すっきりした言葉がいいと思います。代案は、思いつきません。	③
	ケアラーという言葉を理解できるような副題が必要。	③
	題名は解りやすいですが、それと一緒にもっとキャッチーな短めのサブタイトルが欲しいです。	③
	ケアラーが孤立せず、自分らしく生きられる社会をつくるための包括的支援等に関する条例	②
	京都市ケア＆ケアラー支援条例 ケアされる当事者の支援内容が当事者に寄り添った内容（それぞれのケア-当事者の状況を踏まえた内容）であれば、ケアラーの負担・不安が軽減される。 ケアされる当事者中心の条例でなくてはならない。	③
	京都市ケアラーの幸福追求権を擁護する条例	②
	ケアラーの意味が「介護・看病・世話等」の意味がありますが、当事者本人やケアをする双方ともに「幸福度」を感じられる繋がりのある支援条例であって欲しい。	②
	京都市ケアラー応援条例	③
このままのタイトルでいいと思います。	②	
京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例 →京都市すべてのケアラーに対する支援の推進に関する条例 と、「すべての」という文言を入れてはどうかと考えます。 ここに「すべての」と入れることで、本条例に関わる誰しもが自分ごととしてとらえられる一助になると考えます。	③	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
題名	「ケアラー」という言葉、その意味は一般社会の中ではまだまだ未知に近い。その意味でもこの条例の役割は大きい。しかし、反面、市民が「ケアラー」の存在を自分ごとにして考えられる方向につながってほしい。	②
	ケアを受ける人の視点が全くない。ケアラーが自分らしく生活するとともにケアを受ける人も自分らしく生活すること、この共存が最も大事かと思う。	②
	「ケアラー当事者・支援者との共同の輪が広がる」とあるが、対等の関係でない者同士に共同の輪を広げるのは難しく感じる。	④
	<ul style="list-style-type: none"> 前文は不要である。必要な事項は第1条の目的に記載すべきである。 冗長過ぎる。 	③
	<ul style="list-style-type: none"> 歴史「ここ京都では、これまで、認知症、身体・精神障害など様々な分野でのケアとケアラーに関わる先駆的な事業や活動が先人たちによって展開され、根付いてきた。」→「ここ京都では、これまで、高齢者、身体・知的・精神障害、難病の方々など様々な分野でのケアとケアラーに関わる先駆的な事業や活動が先人たちによって展開され、根付いてきた。」 	②
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、知的障害、難病というワードは当事者としても入れて欲しいワードではないかと考えます。 	②
	<ul style="list-style-type: none"> 「理念・目標」に地域包括ケアや多職種連携というワードを入れて、地域包括ケアシステムや共生社会の概念とのつながりを示した方がよいと思います。 	③
	<ul style="list-style-type: none"> 「行政に求められていること」に「ケアラーやケアを必要とする人々を支える福祉サービスや人材の充実」は事実としてニーズがあるのではないかと考えます。 	④
	ケアラーが社会から孤立することなく、安心して生活することができる京都市を実現することが大事だと思う。「孤立」や「安心」というキーワードを盛り込んだ方がよい。	②
	前文は、条例を制定するにおいて必ずしも必要なものではないと思いますので、要素を多く取り込み過ぎて、冗長なものにならないようにすればよいと思います。	③
	経済産業省は令和5年11月に「ビジネスケアラー支援に向けて「企業経営と介護両立支援に関する検討会」を開催し、令和6年3月に「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」を公表するなど、「ビジネスケアラー」の支援に取り組んでおりますが、本条例の前文には、「ビジネスケアラー」の支援を推進していくように言及すべきではないでしょうか。	②
	前文の課題の要素の中で、ヤングケアラー、若者ケアラーとあるが、この2つの語の違いをどのように定義しているのか。	③
前文	<p>ケアラー支援条例制定にむけて、真剣にとりくんでおられることに敬意を表します。ご苦労様です。ケアラー支援条例に関して考えていることを書いてみます。</p> <p>ケアラーは主としてケアを必要としている人の家族、友人が無償でその対応にあたる人とされています。これは、家族や友人の自発的意思によってケアが取り組まれるという考えかたです。それは実際にその通りです。現在の社会は法律によってその正否が判断されることが多いです。</p> <p>ところが、法律は権利、義務、契約というものを基本に物を処理するので、自発性を正面から問題にする性質がありません。そのため、自発性と契約の境界にある問題が、しばしばトラブルの原因となります。家庭内の問題、ハラスメント問題などがそうです。そして、ケアラーの問題も、本来自発的なものであったものが、経過とともに負担になり、制約になるという部分に課題があるでしょう。</p> <p>現在の法律は、自発性で処理できるものはできるだけ自発性の範囲で対応してもらいたいという考えによります。民事不介入とか、家庭内、夫婦関係にはその独自性を尊重する立場です。それは一般的に認められていて、家庭内の問題に第三者の関与を拒否するのは常識的対応です。それはケアラーにも当てはまります。そういう前提で考えると、ケアラー支援のあり方にも、多くの配慮が必要です。本人の支援要請を待っている手遅れになるかもしれないが、積極的関与にも慎重である必要があります。</p> <p>ケアラー支援条例は、支援を求めているケアラーがいるので、その人たちに支援を行おうという姿勢だと思います。しかし、実際にはケアラーであるのに自覚がない。現実には支援を求めているのに、その発想がないという場合も多いです。具体的な条文にそのことを盛り込むことは困難でしょうから、その点に、社会的理解を求めるような内容を前文に取り入れてもらいたいと感じます。</p>	②
	ケアの必要性：一般的に若者（10代～40代位）精神障害の場合、継続して相談できるところが少なく対応してもらえるところが少ない。思春期→青年期→中年期に至り、退学した後に発症？した後等ケアが途切れ親等がケアする事になる。相談する事も病名だけで偏見を持たれる方もおられる為孤立しやすくなる。うまく行かない時でも選択肢と一緒に考えて幅広く考えて貰える方がおられると嬉しい。主治医の先生に連絡した後「一番困っている時に行政に連絡した時、担当が不在で明後日でない無理です」という事を話された時は困る。あらかじめ具体的なケアの仕方や連絡先の優先順位を教えてもらっていると助かります。ケアの負担が増えると離職の原因になりやすく、この先のケアラーの病気や高齢化で次に「親なき後問題」に繋がる。	④
	ケア、ケアラーという言葉になじみがなくわかりにくい。まず前文でははっきりと定義を述べてほしい。	②
	「ケアラーの身体的・・・質の高いケア・・・」の箇所；家族、親族等が直接的にケアをすることを前提としているように受け取れる。	③
	理念・目標：「ケアラーの身体的・・・できる」→「ケアラを受ける人とケアラーの身体的、精神的社会的健康は、等しく護られなければならない。」と書き換えることが必要。	②
	ケアラーとケアを受ける人双方の自己実現が明記されるとよい。	②
	ケアラーが自分自身の生き方を選ぶ権利があることを入れることが必要。	②
	支援を求めるとその声を聴くことの大切さをに入れてほしい。	②
	「理念・目標」2行目の表現は「～すべき」ではなく「～とともに支えあう関係を築く」の方がよい。	②
	“ケアは負担という視点だけでなくケアすることは「人の絆を深め心を豊かにする」そして本当の意味で 平和で豊かな社会を築くことになる”という内容の文を置かれることが必要。	②
	ケアラーへの支援とケアを受ける人への支援そしてケアにかかわる専門職の労働条件の向上と人材育成の拡充という3つは安定した社会のための不可欠の要素である。	②
	ケアが社会の基盤であること、ケアとケアラーの定義を前文の冒頭に入れ、京都市の価値観を示す。	②

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
	第2条にもあるが、定義を前文にも入れた方がよい	②
	介護、看護などの総称としてケアを、市民のこころに定着できるような、そして現在、ケアをしている方の苦悩や辛さ、その一方でケアする喜びなどが伝わる前文にしてもらいたい。	②
	ケアは社会を支える大切な営みで、誰もが関わり得るものだからこそ、みんなで担っていくことが必要であるとありますが、その通りだと思います。ケアラーの人が例えば両親や障害者の人を見ていくので負担になりますが、それをみんなで支え合って（協力しあって）いくのが大切であると思います。	②
	「ケアラー」という言葉をより周知させることが前文に書かれている「ケアラーへの社会的理解と支援、当該支援の認知度を更に向上させる必要がある」「ケアラーへの社会的理解と具体的な支援の拡大を図る」などに該当する。また、「社会全体で支える風潮・制度を構築する」ことは今後求められることだと思う。	②
	条例なので、具体的に表現しすぎると実施できることが逆に制限される可能性があるため、このような文章になるのは理解できる。条例とは別に、京都市として具体的にいつまでに何を行うかを明確にしてほしい。	④
	ケアラーやケアを受ける方を支援するうえで、行政や介護、福祉事業所等が果たす役割は大きい。ただ、前文の要素案「行政に求められていること」2点目の「社会全体で支える風潮・制度を構築する。」との文言に負担を感じる市民もいるのではと思う。平穩に生活しているように見えても、生きづらさや悩み、個人的な問題を抱えている方もいるからである。地域コミュニティでの交流や人が集まりにくい生活環境、地域社会における共助を担う人材不足、少子高齢化もあるかもしれない。 今すぐ地域での助け合いができなくても、無関心になるのではなく、ケアラーの問題に関心を持ち見守ることや、ケアラーの問題を自分事として考え、想像できる市民を増やすことが必要。	②
前文	前文 行政に求められていることの「ケアラーへの社会的理解」という部分について 自分がケアラーであるということを見せつけることも、行政によるケアラー支援を充実させるためには必要であるため、周囲の人がケアラーについて理解するというだけでなく、ケアラー自身がケアラーについて理解するという意味も含んだ言葉であることが分かるように記載するとよいと考える。 具体的には、「ケアラーへの社会的理解と具体的な支援の拡大を図る。」という部分を「ケアラー自身を含めた市民全体のケアラーへの理解、知識を深めることと具体的な支援の拡大を図る。」とする案が挙げられる。	②
前文	課題 * ケアラーの多様性 … ヤングケアラー、若者ケアラー、ワーキングケアラーなど →上記 課題 には、例示だけでなく、介護と育児の同時進行をはじめとする複数のケアを担う方がいらっしやる表現を入れもらいたいと考えます。（現在増加しているのではないのでしょうか？）	①
前文	これまでの取組の ● 障害、介護などの各分野において、支援を必要とする人が適切に支援を受けられるための福祉基盤の整備を推進してきた。 ● 複合的な課題を有する方に対する分野横断的な伴走型支援の推進について、本市は先駆的に実施してきた。 ● 京都の地域力を活かし、地域ボランティア等との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。 という部分についての論拠がわからないので、条例を制定する際には、何らかこれまでの京都市の取り組みをご教示いただきたいです。	③
前文	今後の方針・決意の ● 京都におけるケアとケアラーの先駆的な歴史と伝統に相応しい、ケアラー当事者・支援者との共同の輪が広がるように。 →支援者とは行政も含む支援者であると受け止めているが、京都市をも含む表現と受け止められるような表現を入れてほしいと考えています。 ● ケアがこの社会存立の基礎的な条件として尊重され、社会の理解と支援の輪が広がることで、ケアラーが安心して、かつ、希望をもって、自分らしくケアを担うことができる社会の実現を目指して、条例を制定する。 → ケアがこの社会存立の基礎的な条件として尊重され、社会の理解と支援の輪が広がることで、ケアラーが安心して、かつ、希望をもって、【社会の理解と支援をも、うけながら】、自分らしくケアを担うことができる社会の実現を目指して、条例を制定する。 と、【社会の理解と支援をも、うけながら】、という趣旨の表現を入れてほしいと考えます。 ケアを担うことは、大変負担がかかります。 前向きな前文を目指すとはいえ、ケアを担うことはきれいごとではないため、『自分らしくケアを担う』という表現をしんどく感じる方もいらっしやるように感じていますので、上記趣旨の表現の加筆を希望いたします。	①

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
前文	<p>前文を正論にするのか、異論、つまりは、現状への異議申し立てにするのかで、この条例のインパクトが変わってくると思います。案は正論を目指しているように見えますが、朝ドラ「虎に翼」にあった「純度の高い正論」になっているかどうか。少し視点が定まってないような印象があります。むしろ前文は現状への異議申し立ての形の方が作りやすく伝わりやすいのではないのでしょうか。例えば、2012年に突然出された「認知症施策の今後の方向性について」は大きなインパクトがあり、批判や反論も巻き起こりましたが、その後のオレンジプランにつながってゆきました。アクションプランの前に、言語化することの重要性を示したと思います。</p> <p>この条例でいえば、一番伝えなければいけないことは、長いこと家族、とりわけ女性や、立場の弱い人に偏ってきた、ケアを担う人の問題だと思っています。そして、それを許し、それを踏み台にして、いわば見て見ぬふりをして、出来上がってきた社会・経済の状況です。歴史とは、そうした中で、問題意識を持った人たちが提起した、フェミニズムであったりジェンダーの問題など様々な課題ごとの異議申し立ての歴史だと思っています。そうした受難にたいする「情念」がなければ、気の抜けたビールのようなものになってしまいます。</p>	②
	<p>介護保険成立時に沸き上がった「介護の社会化」は、25年の経過の中で色々屈折し、真の社会化といえない状況を生み出した面がある。「ケアラー支援」においても、「ケア」の意味がしっかり伝わる必要がある。</p>	②
	<p>何故ケアラーが増大しているのか。その認識と分析がされていない。まず今、社会資源を利用する場面での経済的問題を始め、介護保険制度を利用すること自体がその範囲を狭められ、切り捨てられている問題。福祉制度自体が、公助から自助へと勧められ、その中でケアラーが増大している現実を明確にするべきです。</p>	④
	<p>本条例成立の歴史として、「各会派の代表者で構成するプロジェクトチーム」が設置されるまでに、市民・住民が主役となり、その資源や知恵を出し合っ、議員をも巻き込んだ運動があったことを、本条例が成立するに至った経緯の中で明記されることが必要であると考えます。</p>	③
	<p>条例には、必ず前文があるものではなく、前文があるということは素晴らしいと聞き、なるほどそうなのかと思いました。</p>	②
	<p>ケアラーされる対象に、知的・発達障害児・者の文言がありません。精神障害に含まれているとお考えなのかもしれませんが、知的・発達障害児・者という単語が広く知られていることや精神障害とは違う面もあると思いますので、ぜひ知的的・発達障害児・者も入れていただきたいと思います。</p>	③
	<p>18歳以上の若者ケアラーには、子ども期からの移行期特有の困難さがあり、子ども期・若者期の一貫した支援施策が必要であり、条例素案にて「課題」とする「ケアラーの多様性」の中に「若者ケアラー」も掲げられているのは好ましいことである。</p> <p>京都市内の青少年施設では18歳までのヤングケアラーだけではなく、18歳以上の若者ケアラーが家族の介護や病院同行等で疲弊している状況などを把握してきている。ケアの実態は18歳で区切れるものではなく、18歳以降も続くことから、運営団体では事例検討会や当事者のつどいを開催するとともに、動画作成や講師派遣等での発信や、子ども・若者ケアラー等のレスパイトとしてユースショートステイにも取り組んでいる。</p>	②
	<p>18歳以降の若者ケアラーは、学齢期にある支援機能から離れ、社会経験も少なく、つながっている資源が少なかったり、経済的課題もあつたりする中、孤立が高まるリスクがある。自身で選択と決定をしていく過程の葛藤支援、伴走支援が発揮されたい時期である。</p> <p>このような実態や経過を踏まえ、子ども期以降の「若者ケアラー」の支援を是非、課題として取り上げていただきたい。</p>	
	<p>障害福祉関係として、京都市は積極的に取り組んできた歴史がありそれを踏まえた前文をお願いしたい。障害という一括りではよくないと思います。視覚障害(ライトハウス)、聴覚障害(小学校に設定)関係は全国的に先駆けた施策ではないでしょうか。</p> <p>ケアの多様性については、知的障害(知的ハンディ)、自閉症、発達障害、性同一障害など具体的に網羅されてはどうでしょうか。難しいことではありますが、性同一障害のカップルの高齢化のケアに支援の手が届かない具体的な事例があります。ますます増加するのではないのでしょうか。</p> <p>ケアラーの多様性については夫婦やキョウダイ等の老老介護。ケアラーの複合多重性も明記してほしいと思います。ヤングケアラーについては、ハンディのある母から生まれた子供は生まれながらにしてケアラーであるが、その意味も分からぬまま年長保育クラスになってそのことをどう認知しているのか、深いケアが必要ではないのでしょうか。</p> <p>保育園の年長になって初めて母の発作(てんかん発作)を意識し、たまたま訪ねてきた祖母にワッと泣き抱きついた。経験した祖母の戸惑いと孫への思いやり、そして今後の育ちをどう支えてやらねばなるまいかと。何気ない友達や同情の世間の目が、その子にとってどのように影響するのであろうか。母の支えのために二人目、三人目を生むか生まないかといったことも深刻な問題だと思っています。</p>	④
	<p>ケアラー当事者と支援者の共同の輪の中に、行政の担当者を含み、より一層の社会の理解を図ることが必要だと考えます。</p>	④
	<p>2つ目の文章「ケアラーの身体的、精神的、・・・あってこそ」はケアをするために健康であることが大切といった意味にも解されてしまう可能性がある。3つ目の文章と合わせた形で表記してはどうか。</p> <p>例えば、ケアラーが単にケアを担う人としてではなく、「自分自身の身体的・・・健康を求め、保持し、」を加える方がよい。</p>	②
	<p>課題について、閉ざされたケアラーの状態をどうクリアしていけるのか、条例ができてどう変わるのか考えています。</p> <p>私の場合、精神障害の息子40代が、家を出て自立する気がありません。この話をするとうそぐ怒って、「逆に我々親が出ていけばいい」と話し合いになりません。本人にしたらすごく不愉快な話のようです。それ以来話してません。ただ、このまま親もゆとりのある生活ではないので、親が出て自立はありません。ずっと3人でこの家で過ごしていくことを思うと息が詰まります。自立への道の手助けがほしいです。</p>	④
	<p>京都のケアとケアラーに関する先駆的な活動の歴史は、ぜひいれてほしい。</p>	②

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
前文	<p>前文最終項「今後の方針・決意」にある「ケアラーが安心し、かつ、希望をもって、自分らしくケアを担うことができる社会の実現を目指して、条例を制定する」を次のように修正してください。</p> <p>■「ケアラーが安心し、かつ、希望をもって、自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、条例を制定する」</p> <p>その理由は、前文「理念・目標」に示す「ケアラーが、単にケアを担う人としてだけでなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分自身の人生を全うし、自己実現をはかることができる社会の実現をはかる」ことを踏まえるからです。また、このことは「目的」での指摘とも整合性あるものです。原案のままですと、「ケアラー」というケアを担っている暮らしの人が、さらに「ケアを担うことができる」と重ねて強調されることは、「ケアラー」の枠内に閉じ込められるという印象を拭き去ることができません。これはこの条例の本意ではありません。ケアを担うということを含めて就労・就学等の社会参加や家族形成など自分自身の人生のすべてを包摂した「生きる」（あるいは「生活する」「暮らす」というワードで括ると表現こそが相応しい、と提案します。</p>	①
	<p>前文「課題」にある「ケアラーの多様性」に、「仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー」「育児と介護のダブルケアラー」も加えてください。</p>	①
	<p>前文「歴史」では、日本を代表するケアラー組織となった「認知症の人と家族の会」や精神障害者の分野では「日本のゲール(ベルギーの地名)」と称された旧岩倉村の家庭看護の取り組み、日本で初めての盲聾児の学校(京都盲聾院)などは、既に歴史的評価の定まった事実としてあることから明記してもいいのではないかと、と思います。</p>	①
	<p>京都の特徴を踏まえて書かれているので、宜しいかと思えます。</p>	②
	<p>すごく分かりやすく素晴らしい前文でした。</p>	②
	<p>(前文の要素案に)課題「「介護の社会化」への取組・制度も随分と充実してきた」とあるが、果たしてそうか。例えば、訪問介護等の実態は非常に厳しく、事業者の撤退も少なくない。こうした傾向は特に「総合事業」が始まって以来著しい。こうした現実が要介護者とケアラーの実態をますます深刻化している。国の施策を無批判に受け入れている現実行政として無責任と言わざるを得ない。このままでは介護保険制度は要介護3以上の人々を特養等に終身入所させるだけの制度となるのではないかと強く危惧するものである。</p> <p>「ケア」とは、よりよい社会関係・人間関係をベースにすることで充実するものである。その意味においてコミュニティをベースにした展開が望まれる。そのため、企業も各種の社会的機関もコミュニティを発展させるための社会的責任を自覚し、実践しなければならない。京都市には優れた企業や機関・団体が少なくないが、労働者や顧客の社会生活、市民生活を大事にする大いなる責務がある。</p>	④
	<p>要素案における「今後の方針・決意」の文中の「共同」は「協同」の方が良いと思う。</p>	③
	<p>「ケアの多様性」という認知が広がるのが重要と思います。</p>	②
	<p>ケアラーという英語では、ケアを提供する人全てを表します。ここでいう、家族その他の無償でケアをする人だけをケアラーというのは、混乱の源になるようにも思います。できれば、ケアラーはその語義どおり有償無償を問わず、ケアをする人全てを視野に入れ、条例として、重点を、家族ケアラー、ボランティア、あるいは、学校、企業、地域など、領域を定めたケアラー支援にしぼる方がよいように思います。</p> <p>一方で、有償のケアラーに多くの要介護の人は支えられており、そのケアをする人たちの支援は、その賃労働への対価で済むというのも、すこし違っているように思います。高齢者の三分の一は独居で、ケアラーの不在空白を、ケアマネ、ヘルパー、訪問看護師や通所施設など関係機関とひとが支えます。すべては、ケアをキーワードにつながっている、つながっていく、それが支援だと思えます。</p> <p>題名はこれでもいいと思いますので、前文・本則を通じて、題名のケアラーあるいは支援の意味が「照らし返される」ようにすることが大事だと思います。特に前文は、長すぎず、明確で的確なものが必要だと思います。この条例の「肝」かと思えます。</p>	③
	<p>題名、前文</p>	<p>ケアラーという名前がヤングケアラーのことだと考えてしまいがち。前文に説明が必要。</p>
第1条	<p>「学校等の責務」を定めるのは若年介護者をターゲットとした条例と思われるが、未成年者が介護を行わざるを得ない状況こそが問題であり、被介護者自身が社会福祉サービスを受すべく積極的に行動すべきではないか。被介護者の自助努力の定義も必要ではないか。</p>	④
	<p>ケアされる人と、ケアラーが、生き生きと、希望を持ちつつ、安心して暮らせることが大事だと思う。その点を、目的として、わかりやすく表現してほしい。</p>	②
	<p>「自己実現」という言葉があいまいでわかりにくい。他の言葉で置き換えることが必要。</p>	②
	<p>特に、目的には、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することを目指すことである。それは果てしない目標と感ずるが、理想を掲げなければ未来がないことは自明の理である。だからこそ本気で、その実現を目指す社会になってほしい。実際にケアラーはケアすること、自分の生活を、家族の生活を維持することが精一杯であり、市民としての役割を担っていけないケアラーの多く存在する。そのケアラーに本当に光があたるのだろうか。行政や関係機関が積極的に動くことで、それで市民もついていく、それが現実だと思う。ケアされる家族がいない、自分がケアラーでない限り、別の世界の出来事に思うのは、全ての市民、国民が時間に追われた生活を余儀なくされている、それは仕事でも余暇でも同様である。前ばかりを見て、足を止めることなく日々を邁進する生活で、横を振り向く余裕がどれだけの市民にあるのか。この目的を遂行できる機関車はやはり行政と関係機関なのかと思う。だからこそ輝く目標を掲げてほしい。</p>	②
	<p>「もって全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、」は「もって全てのケアラーが、基本的人権を守られ健康で文化的な生活を営み、」としては、何人も基本的人権を守られることは当然であるが、現実には残念ながら決してそうではない。特に弱い立場にある者ほど人権が無視されていると思う。</p>	③
<p>「目的」(第1条)に「全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会」という表現があることは素晴らしい。ケアの代替、軽減、理解のみならず、ケアがありながらもケアラー自身が自らの人生の主体として自己実現を図るという視点は、他都市に例を見ず、とても大切な視点である。</p>	②	
<p>第2条</p>	<p>ケアラーの定義について、幼いきょうだいの世話をすることもヤングケアラーに含まれると思うが、「高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族～」という表現では、幼いきょうだいの世話をしているヤングケアラーがケアラーの定義から外れてしまうのではないかと。</p>	③

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
	ケアの定義について 「世話」と「援助」という表記ゆれはよくないと思います。世話と援助と表記を変える意図を説明するのは難しいと思われるので「援助」で統一するのが妥当かと考えます。	③
	ケアラーについて 育児・子育てが入っていないので入れた方がいいと思います。	③
	学校等の定義について 大学生等は18歳以上ですのでヤングケアラーではなくケアラーと表記すべき。	③
	第2条のヤングケアラーの定義を18歳以下としているが、これでは大学生や専門学生を含まなくなる。いわゆる学生を含めてもらいたい。	③
	第2条（定義）に「子ども支援」を加えてください。子ども支援には子ども食堂、子どもの居場所づくり、不登校の子ども相談、外国にルーツを持つ子ども達への支援、日本語教室などのボランティア活動が含まれます。	④
	第2条では、「ヤングケアラー」を「おおむね18歳未満のもの」としているが、子ども家庭庁の通知（令和6年6月12日）では、ヤングケアラー支援の対象年齢として、子ども・若者育成支援推進法は、おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としているとなっており、法律よりも条例の方が狭く定義されている。18歳から30歳未満の者、もしくは40歳未満の者はヤングケアラーではなく、支援対象外という条例になってしまうが、それで良いのだろうか。	③
	第2条第2号で、「ヤングケアラー」が出てきますが、当該者の定義は不要なのではないでしょうか。	③
	議会のプロジェクトチームをみました。 民間支援団体とは、一部の当事者団体が自己の利益を叫ぶために記載されたものでないですか？民間支援団体、という怪しい団体は、一体どういった団体なのか分かりません。	
	ヤングケアラーについて 第2条で「おおむね18歳未満」とする定義があるが、これを、「おおむね18歳未満または、学校等に就学中のもの」に改善する。これにより、就学中18歳以上になる対象者を枠外とする誤解をなくす。また、大学生等のケアラーもヤングケアラーとして取り扱うことができる。	③
	第2条で「ビジネスケアラー」についての定義が必要ではないでしょうか。	②
	「ヤングケアラー」については、18歳未満となっていますが、文部科学省が「ヤングケアラーを含む心の相談窓口」を設置しておりますが、京都市の条例では、18歳の高校3年生は「ヤングケアラー」ではなくなるので、相談しにくい状況になるのではないのでしょうか。令和6年6月12日付けの「子ども家庭庁支援局長」通知では、ヤングケアラーの支援の対象年齢として「子ども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。」とされています。京都市は支援対象年齢を狭めようとしているのでしょうか。	③
第2条	第2条第2項について 社会・経済（文化も入れる？）的な理由により、ケアとなる人も対象にならないのでしょうか。例えば、過度に強い性別分業規範を持つ家族が、女兒にのみ家事や家族の世話を行わせる場合が考えられます。また、親が仕事に追われて家事をする余裕がないために、子どもに家事や家族の世話を過度に引き受けざるを得ないケースもあるかと思われます。そうしたケースでも、ケアを引き受ける子どもたちは、基本理念に掲げられた「自分らしく」生活を営むことは難しくなります。 しかし、この条文案では、これらのケースに該当するケアラーが支援の対象者から除外されてしまうのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。	③
	ここでは、「ヤングケアラー」さらには18歳以上の「若者ケアラー」について本条例でも定義しておくことが必要だと考えます。 その理由は次の通りです。ヤングケアラーや若者ケアラーにおいては成長・発達やキャリア形成など将来の社会生活の基礎となる時期にあることを特段考慮する必要があることから、条例において、特段に強調すべきです。本条例の先行自治体で「ヤングケアラー」はシンボリックな政策用語として強調されてきましたが、その意義はいまもお変わりありません。 また、ケアを担う概ね30歳未満、施策によっては40歳未満までを支援対象に加えた「子ども若者育成支援推進法」改正（2024年6月）以降の環境変化も、その後の自治体条例での「ヤングケアラー」の定義を必要としています。すでに実施している18歳未満のヤングケアラー関連事業との混同を避けるということへの配慮から18歳を超えたケアラーを「若者ケアラー」と定義している先行自治体もあり、本条例においても、同法の支援対象の範囲内である18歳以上おおむね40歳未満のケアラーを「若者ケアラー」と定義することも考えられます。	①
	ヤングケアラーの定義を18歳未満としているのは、18歳の高校生をヤングケアラーとして対象とせずに、支援しないという事でしょうか。	③
	前文に触れられているワーキングケアラーの定義はないのでしょうか。	③
	(3) ケアラーの定義ですが、日本ケアラー連盟のケアラーの考え方と比較すると「アルコール依存症」「薬物依存症」や「ひきこもり」の家族のケア、「遠距離介護」や介護とは言えないまでも「遠距離に居住する家族の様子を見に行く」などのケアをするケアラーについても、ケアラーの定義の幅を広げた方がよいと考えます。	③
	定義の(5)と(7)の文章ですが、関係機関に民間支援団体も含まれるのではないですか？	②
	第2条(1) ケアの定義の中に、「見守り」を含めていただきたいです。 私は子どもの頃に京都市で精神障害の母親と暮らしていました。母は、病状が悪いときには何日も風呂に入らず、少し話しかけると何時間も怒鳴り続けたり、布団やパソコンを窓から投げ捨てたりといった行動がありました。私は母を「援助」していたという意識はなく、単に同居して「見守る」ことに疲れていました。こういう経験もケアの定義の中に含めていただきたいです。	②

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第2条	<p>(1) ケア「介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。」この定義は介護保険制度におけるADL介護中心のイメージが強い。ケアの真の目的は当事者等のQOLの向上にある。QOLはよりよい人間関係のもとで向上することができる。したがって、「介護、看護、日常生活上の世話及びQOLの向上に（又は、生活の質の向上に）必要な援助をいう。」としては。</p>	③
	<p>(2) ケアラー「無償でケアを提供する者をいう」を「無報酬でケアを提供する者をいう」とした方が誤解されないのではないか。</p>	③
	<p>(2) の () の中のヤングケアラーの説明は必要だろうか。もし説明するなら若者ケアラーの説明も必要ではないか。</p>	①
	<p>(5) 関係機関 この中に社会福祉協議会や共同募金会等も含まれるならそれらも明記してはどうか。それとも社会福祉協議会や共同募金会は (3) に含まれるのか。</p>	③
	<p>(6) 学校等 パブコメ冊子の説明に「ヤングケアラーと関わり」とあるが、となると18歳以上の者の教育や学習に関わる学校等は除外されるのか？</p>	③
	<p>資料5ページの京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例2条2号のケアラーの定義について、ケアの対象者が援助を必要とする理由には、アルコールや薬物依存は含まれるのか。一般に想像しにくい理由であるので、含まれるのであれば(2)「ケアラー 高齢、身体上又はアルコールや薬物依存などを含む精神上的障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう」や「ケアラー 高齢、身体上又は精神上的障害(アルコールや薬物依存等を含む)、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう」といったように明示すると良いのではないかと考える。もしくは、ケアの対象者がどのような者かについて、2条2号のケアラーの定義で例示されているものに加えて、さらに例示しながら定義をするといった条文を定めた方が良いのではないかと考える。</p> <p>あるいは、ケアに関することは一般市民にとって身近かつ重要な問題であることから、鎌倉市が公開している「『鎌倉市ケアラー支援条例』解説」のように、京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の解説を公開し、一般市民にとって上記の内容が具体的でわかりやすくなるようにすべきであると考え</p>	③
	<p>ケアラーの定義について。なぜ「無償で」の言葉がついているのでしょうか。このひが、行政等から支援を受けた場合には、無償とはいええず、この定義にあるケアラーから外れるのでしょうか。</p> <p>条例設立の趣旨からして、無償か、有償かを問わず、ケアラーと呼ばれる人々の生活や人権への配慮、対応策の実施がメインであると思いますが、共助をもとめ、公助は後回し、と見えて仕方ありません。さらに、条文全体の作りからして、行政からの財政的な裏打ちのある支援策を行う意思がないように感じます。</p>	③
	<p>第2条(2)において、ヤングケアラーの定義を「おおむね18歳未満」としている。しかし、この定義では、ケアの影響から遅れて進学したケアラーに対する学校等の配慮が不要となる上、遅れずに進学した場合でも高校就学中に18歳になったものは対象外となると解釈する余地がある。3条6項において「切れ目のない支援」を求めていることを鑑み、ヤングケアラーに対する定義を「概ね18歳未満の者及び就学中の者」とすることを提案する。</p>	③
	<p>前文で記入したように、基本理念として、「本市」が為すべき事項を明確にしその立場で事業者、関係者…とすべし。</p>	③
	<p>「定義」(第2条)の(2)に「ヤングケアラー(当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳未満のもの)」と書かれているが、令和6年6月に改正された「子ども・若者育成支援推進法」の施行通知では、ヤングケアラー支援の対象年齢を「こども期(18歳未満)に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る」としていることに留意すべきである。</p>	①
<p>(2) ケアラーに、知的障害、自閉症者、発達障害者、聴覚障害者、視覚障害者等すでに法制度がある障害関係者も含めて欲しい。また障害の文字も他の法律に先駆けて。障害と改めてほしいです。</p>	③	
前文、第2条	<p>ヤングケアラーの定義をより明確にする必要があるのではないのでしょうか。</p>	③
前文、第2条	<p>前文要素案の「難病」と第2条第2号の「疾病」など、言葉の統一をすべきかと思われる。また、障害の範囲から「知的」が抜けている。</p>	③
第1条、第2条	<p>望ましい、あるべき論は理解できるが、わざわざ時間と労力をかけて定める??必要ないのでは?コレで困っているどれだけの人が救われるのか、疑問。</p>	
	<p>目的 第1条 『本市、市民等、事業者、関係機関及び学校等の責務や役割を明らかにするとともに』について</p> <p>定義 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。 (2) ケアラー 高齢、身体上又は精神上的障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう(ヤングケアラー(当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳未満のもの)を含む。以下同じ。) (3) 市民等 市民、通勤者及び通学生並びに本市の区域内で活動する団体をいう。</p> <p>→上記文言中、『市民等』には当事者であるケアラーの方は入っているのでしょうか?</p> <p>第5条の記載があるので、ケアラーは『市民等』に入らないと考えるのでしょうか?ケアラーの方も市民であるためここで記述いたします。埼玉県ケアラー条例では、『県の責務』、『県民の役割』と分けられています。</p>	③
	<p>整理されていて理解しやすいと思います。</p>	②
第3条	<p>ケアを受ける人の視点が全くない。ケアラーが自分らしく生活するとともにケアを受ける人も自分らしく生活すること、この共存が最も大事かと思う(前文への意見と同じ。)</p>	②
	<p>被介護者の自助努力を促す理念も必要ではないか。</p>	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第3条	ヤングケアラー支援については、第3条に示されているが、ワーキングケアラー支援については触れられていない。そもそも、第2条において、ワーキングケアラーの定義もされていないが、このケアラー条例は、ヤングケアラーに特化した支援条例を基本理念としているような印象がある。	③
	第3条2号の「家族等」や同上3号の「言語等」など、定義なく「等」が使用されている箇所が多いような印象を受けます。家族等にはどの範囲を想定し規定しようとしているのか、また、言語等の「等」は何を指すのか不明であるため、その点は整理をしてはいかがでしょうか。	③
	ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を把握することは非常に重要。多感な時期でもあり、成長や発達度合いに合わせた丁寧な対応が必要。	②
	今が一番幸せと感謝できる世の中でありたい。 精神の場合入院の種類に、任意入院・医療保護入院・応急入院・措置入院等があり、個人の医院の先生が処方薬を変えたいと考えられていて、限られた精神科の入院施設を進めたいと思われいても、先に進まない事が多い。（入院施設は症状に合わせてもう少し数があれば良いと感じています。又精神科も綺麗な施設を希望する）今はかなり症状が酷い時だけの入院の様思う。	④
	その通り。	②
	支援に当たっては、本人がまだ子どもであることを考慮して、慎重にその意思を尊重していくことが大切であると思います。それもその通りだと思います。	②
	ケアを社会全体が支えていく具体的な活動をしてほしい。 相談窓口を行政区に設置してほしい。精神障害者をケアしていますが、病気になった25年前頃は、保健所の役割が大きく、定期的な病状の聞き取りや、家族教室の案内など積極的なかわりがあったが、今は全く機能していない。	④
	ケア当事者とケアをしている者の現状を、市は、ケア当事者とケア支援者の声を何度も聞きながら、支援団体の皆さんと継続して審議をおこない、ケア当事者やケア支援者に寄り添った支援をしていかないとこの条例を作った意味がない。	④
	(5)にある「自立」は「自立・自律」としてはどうか。	③
	(6)「ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容及び関係する公的制度等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、」は「ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容及び関係する公的制度等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、」としてはどうか。近年の介護保険制度等の改悪は目に余るものがある。このままでは介護保険制度は実質的に崩壊する危険性すらあると思われる。	③
	(5)について、ヤングケアラーは、介護・看護の負担が重くなっていくと、学校や家庭での教育機会が失われるだけでなく、学校や地域での友人等との関わりが薄れ、人間関係の構築や事故の人格形成、心身の成長する機会を失う。それにより、社会人になった後に、周りに「助けて」と訴えたり、信頼関係を構築することができず、社会的孤立を招くかと思う。 学校と介護、福祉事業所の連携を図れるよう制度作りを行い、支援できるようにすることが必要。	④
	素晴らしいと思います。	②
	「健康で文化的な・・・」という文言は必要ない気がします。そもそも憲法で保障される基本的人権と思っています。	③
	京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例3条5号において、ヤングケアラーに対する規定を設けているが、18歳以上の者であっても大学生など5号に該当するべき者がいると思われるため、おおむね18歳未満のケアラーを意味する「ヤングケアラー」という文言だけでなく、18歳からおおむね30代をさす若者ケアラーや、18歳以上から25歳頃をさすヤングアダルトケアラーのような、18歳未満ではない若い学生なども支援対象であるという文言を追加し、これらの者にもヤングケアラーと同様の支援が図られるようにすべきであるかとする。そしてこれらの文言を3条5号に追加するに伴い、2条に「若者ケアラー」や「ヤングアダルトケアラー」についての定義を追加すると良いのではないか。	①
	<諸困難の実態をふまえた支援条例> 京都市ケアラー支援は、精神障害者本人と家族等における山積した解決困難な諸問題を直視し、その具体的な解決に向けての仕組み（システム）づくりと、それが実効性ある支援となる人と財源と情報の確保・運用が必須の条件であると言えます。わが子は精神障害を発症し25年を経過しました。長年にわたって様々な困難に直面しました。精神障害者本人と家族等の諸困難の実態をふまえた支援条例でなければならぬ。	④
	(3) ケアラーの置かれている家庭環境、日常生活で使用する言語等、ケアラーの多様性に配慮すること。 の条項が入っていることは非常にいいと思います。	②
埼玉県ケアラー条例に入っている、『ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であること』という文言を、京都市条例案「(5) ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重したうえで、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。」の部分に、例えば、「(5) ヤングケアラーに対する支援については、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることを鑑み、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重したうえで、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに 自立が図られるようにすること。」といった形で入れた方がいいと考えます。	②	
ケアラーに対する支援には関係者間の円滑な情報の共有が必要である一方、情報漏出により事態を複雑化することが想定される。そのため、関係者は私的情報＝プライバシーについて慎重である必要が特に大きくなる。しかし、条例案では8条で学校に対するプライバシーへの注意のみであり、関係者全体に対しては特にない。そこで、3条に「ケアラーの支援にあたり、関係者はプライバシーの保護に注意を払わなければならない」を追加することを提案する。	③	
「自分らしく健康で文化的な生活」はケアラーだからではなく、一人の人間としての基本だということを当事者のみでなく社会で認識していけるように。	②	
第3条	第1項での憲法25条は当然として、この条例がケアラーに経済的支援ができるその「権限」ができるのか？実効性が無い条例での条文はあり得ない。私は子ども食堂を7年前から開催し、まさにヤングケアラーを何人も見てきている。オレンジカフェを開催して10年。家族の相談を受けて20年。第2項は空々しい。	③

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第3条	<p>「基本理念」（第3条）では、(2)の規定に「包括的な家族支援の視点」も盛り込まれたい。ケアが必要な家族の意向と、ケアラー自身の意向に、緊張関係が起こることもある。このため、「社会全体で支える」という規定の前に「ケアラー支援の取組を運動させ、包括的な家族支援ができるよう、」等の規定が追加されるとよい。</p>	④
	<p>同条の(5)で「ヤングケアラー（ここでは18歳未満を指す）に対する支援の必要性」を掲げるとともに、(6)において「ケアラーの年齢等の変化に応じて支援が適切かつ切れ目なく行われるように」としていることは意義がある。</p>	②
	<p>理念はとても良いと思いました。憲法で保障されている文言を書かれていることは良いと思います。しかし健康で文化的な、と言われても、生活保護法でも謳われていると思うが、現実的には程遠いものであり、当事者は最低限の暮らしで息をついていると思います。子ども食堂が流行るのも良いことだと思うが、早く夏休みが終わればよいと思っている家庭や子供はいると思う。給食が始まるから、食べ物の心配がないと。</p>	④
	<p>一部とはいえ小中学生にもヤングケアラーにあたる状況が確実に存在するので、この基本理念はとても大切だし意味があると感じている。</p>	②
	<p>(6)の状況の変化に応じて支援が適切かつ切れ目なく行われること、も非常に重要ですが、ひきこもりの支援などすぐに変化の無いような支援の場合、ケアの対象者が支援を拒んだ場合など、ケアラーへの支援も途絶えてしまう事が少なくありません。なので、ケアラーへの継続した支援の必要性も明記いただきたいです。</p>	④
	<p>ケアラーは日々疲弊しているの、経済的な支援のみならず、精神的な支援が必要であると考えます。支援の具体的な内容には触れずとも、そういった支援が受けられることがわかるような文言にしていきたいです。</p>	②
第4条	<p>京都市の責務としては、既に行っている社会福祉施策を継続する事で良いと思われる。更なる福祉施策を実施する必要はない。</p>	④
	<p>第4条4項について 市の責務として市民や関係機関に提供する情報は、住所をはじめとする個人情報を含みますか？ ケアラー支援の大きな課題の一つは「支援団体がケアを必要とする人とつながることができない。」ことにあります。 支援を実施する機関や市民団体がある一方で、それらを必要としているひとがどこにいるか探る・発掘することから始めさせていることが、支援団体を疲弊させます。また、支援情報が届かないことは、ケアラーの孤立を深めます。</p>	④
	<p>第4条（本市の責務）にボランティア団体から推薦状の要請があれば積極的に推薦状を書くことを明文化してください。子供食堂を例に説明しますと、子ども食堂の運営には助成金が必要です。助成金の申請にあたっては多くの場合公的機関の推薦状が求められることから主管の社会福祉協議会に依頼するのですが、さしたる理由もなく断られるのが常です。市がケアラーの支援していただく上で、社会福祉協議会に対して積極的に推薦状を書くことを責務として明文化していただきたい。</p>	④
	<p>「本市の責務」は、市長？現在のある部局？今後新たな部局が設けられるのか？</p>	④
	<p>条文中の「本市」の責務とある内容の「責務」を担う最高責任者を明記することが必要。</p>	③
	<p>第4条に本市の責務と記載がありますが、市のどの部署が実務を担っていくのか、不透明な表現と感じます。条例施行後に決まってしまうものなのかも分かりませんが、日常生活に困っているケアラーは、市の何処に相談したらよいのか、迷ってしまわないでしょうか？</p>	②
	<p>ケアラーに焦点を当てた支援は素晴らしい。しかし、本市の責務に関しては内容が不十分である。本市の責務に、ケアラーをケアする事業者（学校関係者、介護関係者、医療関係者）への支援を追加してほしい。なぜならば、学校現場や介護現場の人手不足が深刻な状況下では、ケアラーの負担を事業者に転嫁したところで、状況が改善するとは思えないからだ。社会全体でケアラーをケアするというのであれば、市として介護職員や教職員を増やすためにお金を使っていたきたい。</p>	②
	<p>「本市」とは、誰のことなのか。責務の所在を明らかに示してほしい。</p>	③
	<p>第4条の4で、情報共有の記述があったが、これに期待したい。第6条の事業者の役割で、従業員がケアラーである場合、適切に対処するよう定めている。親など家族の介護のため、正規職員からアルバイトなどに雇用形態を変更するワーキングケアラーもいる。適切な支援に導くと、雇用形態を変更せずに働くことができる可能性もあり、事業者の従業員に対する配慮や情報提供等の必要性は大きい。事業者の取り組み促進をお願いしたい。</p>	④
	<p>一方、子ども・若者育成支援推進法の施行通知で「18歳以上のヤングケアラーの支援」は、「主に都道府県において、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、それを踏まえた必要な支援に向けた市区町村へのつなぎ等」「具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待」等とされている。</p>	④
	<p>実際、京都府は、元ヤングケアラーも対象の「ヤングケアラー総合支援センター」で相談支援等を行うとともに、「京都府ヤングケアラーオンラインコミュニティ事業」については青少年支援団体に委託し、おおむね中学生～30歳までの「子ども・若者ケアラー当事者のつどい「いろはのなかまたち」（月1回）」を開催している。 京都市としても、京都府とも連携・分担し、18歳以上の若者ケアラーの支援についても、一層、切れ目なく、取組を進めていくべきである。 さらに、子ども・若者ケアラーは、家庭状況の影響を受け、複合的な課題を有することが多く、分野横断的な支援のため、重層的支援体制や要保護児童対策との連携が重要であり、それを担う市内の各行政区・支所との綿密な連携が必要であることも明記されたい。</p>	
	<p>市の一番大切なことは、財源ではないかと思えます。しかも来るべき2025年問題に間に合うような即実施体制を期待したいです。昨年度末に京都市は黒字財政になったとのことですが、その実態がよくわかりません。その分どこかでしわ寄せがきているのではないかと案じます。市政の外注化など。 新市長になって幸先の良いスタートかとは思いますが、何を優先すべきか。今年はパラリンピックが華やかに人間万歳をスポーツという形で示され、パラスポーツを通じて世界に訴えたことは大きなことだったと思います。その背後には財政的な支えとしての実業界の協力があってでしょうし、もう一面では、できない自分に代わって輝く選手を見つめ応援した多くのハンディのある方がおられたでしょう。そしてそのそばにはケアラーとしてのご家族や仕事として支える方々の存在も忘れてはなりません。 この記念すべき年に成立するこの条例は、それに恥じない内容にしていきたいです。</p>	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第4条	第1項に「施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施するものとする。」とあるが、より具体的に「ケアラー支援に関する総合的推進計画を策定し実施するものとする。」としてはどうか。第11条の関係。	②
	第2項に「実態を把握するよう努めることとする。」とあるが、実態調査を行うに際しては質問項目や分析方法等に関して事前に当事者等の意見を聴くようにしていただきたい。	④
	第3項に「ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、」とあるが、明確に「協議体の設置」とすべきではないか。そして協議体には当事者や関係団体等の代表を含むことも明記すべきである。第12条の関係。	③
	第4条第3項において、連携先に学校等を含めなくてよいのでしょうか。同項に限らず、事業者、関係機関又は民間支援団体が登場する規定において、「学校等」を含めていない規定があるような印象を受けます。	③
	条例を制定してまでケアラー支援に取り組もうとしているが、京都市が実態把握することが努力義務では、姿勢が弱腰ではないか。	④
第5条	市民の役割に被介護者となった際に行政へ自身の福祉対応を願い出ることを義務付けるべきではないか。	④
	ケアを必要とする本人及びケアラーや家族等の当事者たちにとって社会的孤立が最も深刻な問題である。しかし、中には近所付き合いなどを嫌がる人々も少なからず存在する。そうした人々への適切なアウトリーチを誰（どの組織や団体、専門職）が行うべきかは重要な課題である。	④
	本則 第5条市民等の役割の部分について ケアラーについて理解を深める、市の施策に協力するよう努めるという内容は記載されているが、市民はケアラー支援のためにどのようなことをすればよいのかをよりイメージしやすくするためには、「日常的にコミュニケーションをとり、良好な人間関係を築くなど、ケアラーが周囲の助けを必要としたときに、安心して頼ることができるような環境作り」に努めるものとする」ということを、条例とは別に、条例の解説として公表すると良いと考える。	③
	「第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、ケアラーが置かれている状況及びケアラーを社会全体で支えることの必要性についての理解を深めるとともに、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。」について、埼玉県ケアラー条例にも書かれている、『配慮』に類似する文言を入れた方がいいと考えます。理解の言葉の定義は知ることとなりますので、ケアラーの方への寄り添いにつながる文言が入っている方がいいと考えました。	③
	第5条に第2項として、「市民はケアを受けることになる前後に、終末期に、ケアラーが当惑することがないように、人生会議やエンディングノートに取り組むことに努める。」を追加することを提案する。	③
	第5条の最後にある「ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。」という部分についての啓蒙は、京都市のどの部署が行うのか。	④
	第5条に、別項で「市民は、自らの終末期においてケアラーは当惑することがないようにするために、ケアを受けることになる前若しくはその早期にアドバンス・ケア・プランニング（ACP）を行い、その結果を書面で作成することに努めるものとする。」を追加することを提案する。	④
第6条	第6条2項について ケアラーによって必要な支援はことなるため、このような包括した書き方になっているのだと理解しますが、事業者の役割が大雑把であり、具体性に欠けています。 配慮とは何か、情報の提供とは何か、必要な支援とはどのようなものなのか。それらの一例を含めて記載するのはいかがでしょうか。 例えば、「～その意向を尊重しつつ、勤務時間や勤務地の配慮、医療・介護制度やケアラー支援に関する情報提供、その他、メンタルヘルス支援など状況に応じて必要となる支援を提供するよう努めるものとする。」	④
	事業者の役割として、ケアラー全般への配慮が必要になっているが、第8条の学校の役割がヤングケアラーの支援を中心としているように、事業者はワーキングケアラーの支援を中心にするべきだと思うので、支援対象者を明確化した方がいいのではないかと。	②
	6条の事業者の責務に、ケアラー当事者が雇用を希望する場合は、ケアラーの置かれた状況へ合理的配慮を行った上で市雇用することも盛り込んでほしい。	④
	育児休暇、介護休暇その他、「ワーク・ライフ・ケア・バランス」の推進は全ての事業者の社会的責務だと思うが、小零細企業所にとっては決して容易な課題ではない。しかし、「ワーク・ライフ・ケア・バランス」の推進はそうした事業者にとっても事業の継続のために不可欠な取組である。そのためには、事業者の積極的なイノベーションを支援する取組が重要である。	④
	ワーキングケアラーの仕事と介護、看病の両立を促進するために、介護休暇の取得、残業時間の短縮、時間外労働の是正を考える必要がある。ただ、慢性的な人材不足により支障が出る事業所もあります。例えばバス会社等です。 職場の業務改善や市民・乗客の方々への適切なサービスを考えつつ、乗務員がゆとりを持って業務に就き、できれば仕事を続けながら家族への介護・看病の両立ができるよう引き続き考えたい。	②
	事業所の従業員がワーキングケアラーを理解する一歩として、市内で定期的に行われている認知症サポーター講習や京都市こころの健康増進センターのセミナーを受講するなどし、ワーキングケアラーの苦労の一端に気付くというのでも良いことである。 事業者や事業所で働く従業員も、京都市や民間支援団体等と積極的に連携し、情報を得る中で講習会・セミナーを受講し、ワーキングケアラーに関心を持っていただきたい。	②
	第6条の事業者の役割について、「3」のところに、「ケアラー支援に関して」などの文言を付け加えるのはいかがでしょうか。そもそも、事業者は普段から、京都市や関係機関と密接に連携されていると思います。	②

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第7条	<p>第7条「関係機関の役割」に関する条例の前提となる「関係機関の定義」とその役割について提言します。</p> <p>私は第一子出産後半年で母と祖母の介護が必要となりましたが、子どもは問題なく育っており、区役所のはぐくみ局では当時、ダブルケアラーを支援すべき対象と捉えていないようでした。子育て支援の現場では子どもと一緒にいるプログラムが中心で、親の介護に関する相談ができる雰囲気ではありません。</p> <p>関係機関とはどこまでを指すのでしょうか。日常的に介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行っている機関と定義するのであれば、一部のケアラーは支援にたどり着くことが出来ない可能性があります。</p> <p>関係機関の役割あるいは市の責務として、各部署の窓口対応職員、あるいは委託事業を行う事業所職員への研修を実施すべきではないでしょうか。また、子ども食堂やこどもの居場所事業に取り組む団体にたいしても、同様の研修が必要です。本条例の対象に教育委員会が含まれるのであれば、PTAの役割のあり方も変えていく必要があります。</p>	②
	各関係機関の役割、連携等は極めて重要であるが、行政が安易に関係機関を下請け化するようなことのないように、行政としての責務と関係機関の責務を明確に区分すべきである。	④
	<p>関係機関は専門性を持ち、様々な支援を行っていると思う。関係機関と関係機関に勤める職員はその社会的責任を自覚し、日常業務や個々のケース対応を検討、改善を図り、研修に参加できるような業務体制が必要。</p> <p>関係機関の職員は、利用者の方だけでなく、その家族であるケアラーの生活改善、生活の質の向上についても考えるべきだ。</p>	②
	第8条（学校等の役割）の中で、（4）として「他の関係機関、民間支援団体等と積極的に連携するよう努める」とありますが、これだけでは実効性はありません。これまで個人情報等の理由で学校は社会福祉協議会との連携は殆どなく、民間支援団体との連携は皆無です。個人情報を超えて連携できる具体的な条件を提示してください。	④
	第8条で、対象をヤングケアラーにとどめているのは、不十分と考える。成年に達しているものでも、ケアラーとしての生活の結果高校生になっているものもある。こういった、ケアラーを対象から外してはならない。	②
	学校等がヤングケアラーを把握することや必要な支援を行うことが努力義務では、条例を制定する意味が感じられない。	
	学校にヤングケアラーの発見と支援体制構築を求めているのはよいが、学生が含まれていず、大学や専門学校に対する要求がないように読める。対象に学生を含め、大学、専門学校にも支援体制が必要なことを明確にする。	②
	ヤングケアラーを中心に、ケアラーに関する課題の認知度は高まりつつあるが、その実態や適切な理解が進んでいるとは言いがたい。研究機関が多い京都市として、大学などと連携し、ケアラーに関する研究を進め、理解が高まるような情報提供を市民や全国に発信すべき。 <p>学校等の役割では、学校関係者の理解を高める必要がある。学校等に過度な負担がいかないよう、対応方法については、関係機関からの学校への支援・情報提供を検討すべき。</p>	④
	園児自身をヤングケアラーとすることに違和感があります。また、仮に定義上そうなるとしても、幼稚園等に行っていない未就学児、さらには非就学・不就学児がヤングケアラーの場合、学校等に代わって支援するところは具体的にどのようでしょうか？	④
	学校の役割は非常に大切に書かれていることは必須だが、現在の学校現場の状況を考えると、教師や関係者の負担がさらに大きくなることを危惧する。条文に、「実施のための学区現場の体制整備を行う」当内容が必要。	④
	「学校等の役割」、ヤングケアラーに関する文言ですが、もう少し広げて「ケア教育」を学校教育の内容に加味する「学校活動」、「道徳」、「社会科」などに取り入れるような文言があっても良いと思いました。	④
	ヤングケアラーに限定した記述になっているが、18歳以上の学生等に関してはどのように考えているのか。教育委員会の所管ではないということなのか。	③
	学校の役割は、努力義務ではなくて、今や義務とするべきではないかと思えます。	
	児童生徒の中には、潜在的なケアラーがいることが予想されるが、把握・適切な対応、支援には困難な問題がある。教員の不足や多忙さ、受け持つ生徒数の多さ等もあり、児童生徒の一人一人に目が向けられるのかは心配だ。 <p>学校により事情は異なるが、児童生徒への関わりには様々な問題や悩みがある。児童生徒の一人一人に担任を含めた教員が目を向け、関われる時間が持てるのが、ケアラーの問題を含めた児童生徒の声を聞く機会を増やす手掛かりになると思う。</p>	④
	小学生は、ケアラーであることで、いじめだけでなく、クラスの友達の仲間に入れられない、遊ぶことができない、放課後や休日に友人と遊べないといった社会的孤立があると考えられる。いじめはいかなる理由があってもいけないことだが、ケアラーを理由としたいじめや社会的孤立、仲間はずれがあってもいけない。 <p>小学生の成長や理解度に合わせて、いじめはいけないことであるということを授業の中でも学習する機会が必要だと思える。</p>	④
第8条	<p>京都市教育委員会によると、公認心理士や臨床心理士の資格を持ち、知識のあるスクールカウンセラーを小・中学校や高校、総合支援学校に、スクールソーシャルワーカーを中学校に派遣しているとのこと。</p> <p>従来の不登校、いじめ問題だけでなく、ケアラー支援に関する相談、助言が求められるが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの日常業務に負担がないようにしていかなければならないだろう。</p> <p>教員や学校関係者だけでケアラーである児童生徒の支援に当たることには限界があるかもしれない。事業者、関係機関、民間支援団体の協力や連携も必要だと思える。</p>	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第8条	<p>第8条の各項において対象に「学生」が含まれず、大学生や専門学生が学校等のすべき配慮の対象から除外されている。第3条第5項で「適切な教育の機会の確保」を述べていることをふまえ、第8条各項の対象に「学生」を加え、専門学校において年齢によらずにケアラーに対する配慮を求めることを提案する。</p>	②
	<p>第8条に「…園児、児童又は生徒」とあるが、学生（専門学校生も含む。）の記述がない。また、第2条(2)において、「（…おおむね18歳未満のもの）」という記載がある。 これらを併せて考えると、「学校等」に大学や高等専門学校等の専門学校を含むか否かのグレーゾーンを残すことになる。また、「18歳」を境にして、施策の切れ目が発生することも考えられることから、「（…おおむね18歳未満のもの）」の記載はせず、逆に大学等の「学生」も含む記述にすべきであると考える。</p>	③
第4条～第8条	<p>ケアラーが抱えている問題として虐待を行うリスクがあると考えられますので、虐待リスクに対してそれぞれどういった役割を担うか明記された方がよいと考えます。</p>	④
	<p>議員提案の条例なので、議会の役割の規定はないのでしょうか。市が定める条例なので、市民の代表である議会に関する規定は設けられないのでしょうか（市民に含まれるのかもしれませんが）、言い出した当事者である議会・議員は何をしてくれるのか、有権者として気になりました。ケアラーに関することだけでなくあらゆることに関する市民の声を受け止め市に要望する等の役割が議会にはあるので、この条例で規定する話ではないのかと思いますが、条例とは違う形でも議会・議員は一般市民とは違う公の人なので自らの本件に関するより強い使命を示すものがあればと思いました。</p>	③
	<p>民間支援団体の責務がありません。支援団体と言いつつ、責務はない。随分無責任な団体なのですね。民間支援団体の責務を記載してください。</p>	③
	<p>本市・事業者・学校等では、誰が責任を持ち、進めていくのかのイメージがわからない。 市長、他の事業者の長、学校長が、責任を持ち、実現に向けて遂行すると明記すべきだと思う。責任者が明確でないと、実現にむけて動けないと思う。</p>	④
	<p>市民等は自分の家族にケアする家族が現れ、自らがケアラーにならなければ実感もわかないし、ケアについて関心も正直あまりないと感じるのは自分の体験からである。介護という言葉は知っているし、イメージも沸くが、他人ごとであった。関心はあれど、他人の家のできごとみたいな感覚を持っていた自分はあるべき市民ではないのだろうか。悪く言えば、これが現実だと思う。だからこそ、行政・関係機関の役割は尚更重要です。</p>	④
	<p>望ましい、あるべき論は、理解できるが、そもそも、こういう内容を定める必要があるのか、大いに疑問。コレでどれだけの困っている人が救われるのか？既に国民の負担で制度化されている介護や障害で困っている人がいるならば、そっちの制度で充実すべきである。国民から高い税金、社会保険料を天引しておいて、明らかに、国の怠慢。ヤングケアラーも、家庭内のルールとの線引きが難しいし、どこまで、何ができるの？疑問しか残らない。</p>	
<p>支援の輪が幅広く、繋がりがある、分かりやすい内容を期待しています。</p>	②	
第9条	<p>介護者の支援は一定の必要性を感じるが、やはりまずは被介護者の自助努力による社会福祉施策へつなげる方法を求めるべきではないか。</p>	④
	<p>第8項のその他の項目に委ねるのではなく、ハッキリと、ケアラーを拾い上げる施策についても規定してほしいです。今の内容はケアラーを拾い上げた後にどうするかの規定ばかりです。</p>	②
	<p>第7号の「情報の提供」とは何の情報指しているか規定から読み取れないのですが、このままでよいのでしょうか。</p>	②
	<p>税金を投資する必要があるのか？結局、民間支援団体が食い物にするのではないのか？必ず、適切な支援になるよう、強力な審査を希望します。</p>	④
	<p>ケア対応によって、ヤングケアラーが必要な教育機会や友達との交流を意図せず失うことはあってはならない。教育機会や友達との交流ができる環境を整えるため、京都市としてできる施策を進めてほしい。また、京都市や全国におけるケアラーの現状や課題の実態について、大学等の研究と連携し、市民などに必要な情報提供をしてほしい。</p>	④
	<p>私は昔、ヤングケアラーとして祖父母の介護をしていた経験がある。 学校で子どもが相談する身近な相手は先生になると思うが、最近は、先生が忙しすぎて、なかなか相談もしにくいのではないかと感じる。 例えばスクールカウンセラーなど、先生以外にも話を聞いてくれる人が学校にいれば、子どもたちも相談しやすくなるのではないかと感じる。 ところが、スクールカウンセラーは非常勤の方が多く、1年など短期間で変わってしまうため、もっと長期にわたってしてくれる人がいた方が、相談しやすくなると思う。 ヤングケアラーを支える環境を大人たちが作ってあげないといけないと思う。</p>	④
	<p>ケアラーは、ケアをする中で健康をそこなったり、そのことも含めた原因で離職することが多いです。この場合、ケアラーの経済的支援は、どこが窓口でどんな支援になりますか？</p>	④
	<p>精神：発症した際：学校での対応が（高校や大学）、不登校の際は、高校「単位がなくなりこのままだと留年になります。どうしますか」、大学「精神科で診断書を貰ってきてください」、それ以上の話や選択肢はありません。親が子供と相談しますが、最後は親が決断する事になります。一定のレベルに達していないと切り捨てられる様に感じました。仕方ないのですが、教育者の方にも医療や心理学やケアについて学習していただきたいとも感じました。</p>	④
	<p>(2)に、相談窓口を設置すると明記してほしい。</p>	④
	<p>支援が必要な場合の相談先を新設、あるいは既存の窓口の機能拡大などを条文に入れるべき。</p>	④
	<p>生活するためには経済的支援も必要。</p>	④
	<p>相談窓口を明記してほしい。</p>	④
	<p>ケアラー支援について財政的側面は重要。サービスの内容の拡充とともに、利用可能な財政施策が不可欠。</p>	④
	<p>ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策。 特にここはとても重要である。義務教育期間の支援はケアラーの学習権を守ることであり、子どもの成長にとってこの時期にしか習得できないものがある。学習、仲間とも交流であり、それも含めた学校生活。20歳になってからでも、30歳になってからでもという訳にはいかない。その子の一生を左右する時期なので、ケアラーには手厚い支援が必要になる。しっかりした施策を実行してほしい。</p>	②
<p>やるべきではない。</p>		

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
	第9条(4)には、ケアラーの健康状態や社会環境が原因で、ケアの継続が困難になった際の対応策が記載されていますが、具体的には、ケアが必要な対象者をショートステイのような施設に受け入れてもらえるのでしょうか？介護保険や障害福祉領域では、ショートステイの供給量が少ない状況だと思いますが、どの様な仕組みで、一時的なケアを提供していくのか、もう少し詳細に記載があるべきだと感じました。	④
	この病気は気持ちの変化が常にあるので、高ぶっているときはどうしようもなく、家にいてられないときもあり、親は外で時間を過ごします。ただ、時と場合によっては、行くところがなく、ホテルに泊まるのも大変です。いつでも受け入れてくれる避難所があると助かります。	④
	第三に家族会のメンバーから、希望として異口同音の形で述べられたことは、相談の窓口を一つにしてほしい。話を聞き置くだけでは、徒労感を与えられるだけだということです。その窓口に行けば、具体的なプランが示されて、少しでも現実的動いてもらえることにつながることを期待されています。市民が行政の窓口を訪れるのは、切羽詰まった場合が多いです。そこで、何の方向性も示されなければ、失望感しかありません。京都市の各区にケアラー支援の窓口を置いて、ケアラーに関わる各種の問題に、適切かつ迅速に動いてもらえる体制が強く希望されています。ケアラー支援条例が制定されて、なるほどここが変わったなあと思えるような工夫を是非お願いします。最後に、京都らしいケアラー支援条例が成立することを願っております。	④
	介護している親が、疲れた時に、逃げ込める居場所がほしい。低額又は無料で。昼間、夜間も宿泊できるところ。一晩でも安心して眠ることができる場所。	④
	家族に伴走型で支援してくれる専門職の支援が必要です。ケアマネジャーのような存在。	④
	相談、支援の窓口を一本化してほしい。この間、親として3か所に行きましたが、親でも疲れます。保健センター、社会福祉協議会、「障害者地域生活支援センター」、同じことを話す。生活保護の場合は、福祉事務所。本人が「ここへ行けば、何とかなる」と思えるところが、1か所でも。行動できるかは分かりませんが。	④
	住むところ、お金の管理、掃除、全て本人が支援を拒否するので、どうにもできません。郵便物の管理、障害年金の診断書、現況届、手帳、自立支援の更新など本人にはできません。後見人を付けるにしても、現行制度では、解約もできないし料金も高いです。	④
	精神障害者も、特別障害者手当がもらえるようにしてほしい。充分、重度で難病で、一生治ることはありません。	④
	二条駅のそばに、内科、歯科などは、「夜間、休日救急医療」があります。その場所に、精神も対応してもらえると助かります。洛南まで連れていくには、遠すぎます。連れて行くにしても、車もなく大変です。途中でトラブルが起きることもあるのです。お正月、5月連休、3連休（土、日、月）、人が楽しいときに、私は不安の日々を過ごしています。	④
第9条	夫の両親、おじ、おば、後期高齢者4名の介護をしてきました。おじがなくなるときは仕事を辞めて、500万の収入がなくなりました。京都市の福祉の窓口相談しても、あちこちにふられ、結局何の支援がないまま、無収入の時期をなんとか食いつなぎました。介護によって現役世代は転職したり介護離職で大変な目に遭っています。介護をする人を支援する条例であれば、きちんと経済的な支援も含めて、ケアラーを支える文言を明記してください。	②
	イギリスでは、ケアラーがアセスメントを受ける権利が明記された法律（The carers and Disability Children Act 2000）があります。ここでは、自治体に介護者ニーズ・アセスメントの結果を踏まえ、介護者へのサービスが必要かどうかを判定しなければならないことが課せられています。このように、ケアラーのアセスメントやサービス提供についても基本施策に盛り込むことが望まれます。	②
	大分県では、「親亡き後に備えて」、「いつでも相談できる窓口を」2017年から実施されています。ぜひ参考にしてもらって、京都でも実現してほしいと切に願います。	④
	親や兄弟が亡き後に当事者が困った時に何でも相談できる窓口を行政区、又は学区につくってほしい。	④
	高齢市民の多くは介護保険の厳しい現実をほとんど知らないのが現実である。したがって、「要介護になっても介護保険があるから大丈夫」と思っている人々が大半である。京都市当局はこうした現実に対して、介護保険の厳しい現実をしっかりと広報すべきである。そして自治体として、保護者として可能な限りの対策を早急に進め実施すべきである。「介護保険は国の制度」だからといって逃げているは無責任である。特に総合事業は自治体の行政サービスとなっているので、自治体としての改善の余地は少なくないはずである。中でも、訪問介護の生活支援の報酬引上げ（身体介護と同レベルにする等）や、移動時間を実働時間とする、キャンセル料を保障する、事務作業の軽減を図る等々は、自治体として可能な改善策である。	④
	「ケアラー支援条例」を理念条例に終わらせないためには京都市としての総合的な支援計画、推進計画、予算編成、縦割り行政の克服等為すべき方策は山ほどある。特に総合窓口の創設は不可欠である。ケアラー支援には保健福祉局、子ども若者はぐくみ局、産業観光局、文化市民局、教育委員会事務局等が関わるが、こうした縦割り組織では効果的な条例実施は非常に困難である。そこでこの際、区役所の大改革を図り、区長の権限と責任を大きくし、本庁での縦割り組織の下請けではなく、各区の現実や課題、要望をしっかりと受け止め、総合的行政を推進できる組織とすべきである。区長は副市長に準ずる立場とすべきである。	④
	これからの京都市は外国にルーツを持つ人々がますます増加し、共に学び、働き、家族を構成し、地域社会の一員として、市民として共に生活し、そして助け合う関係が顕著になるものと思われる。そうした中で言葉の壁を乗り越えることや互いの文化（生活様式、価値観等）に関する相互理解が重要な課題となる。京都市はこうした点で大阪や兵庫よりもかなり遅れていると聞いているが、この点の早急なる改善が重要な課題である。特に教育関係はもちろんのこと、福祉や医療の現場での課題は大きい。また、住まいの問題も重要である。特定の外国人が固有のコミュニティを形成するよりも日本人と外国ルーツの人々が同じコミュニティを形成するような住宅政策も必要である。	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第9条	<p>（主旨） 障害者も一人の人間である。偶さか、障害を持って生まれて来た偶然をもって、差別的な雇用状況にあることは許されない。人間誰一人として同じ人間がいないのと同様、障害者もその態様はそれぞれである。精神医療の歴史が教えるところによると、障害者は生産性に寄与しないとのことから、すべての面において劣悪な状況に置かれて来た。人権意識の高まりと共に、障害者雇用に関する社会制度が年々向上していくことは喜ばしい。だが、その内容は依然、隔靴搔痒の感が否めない。障害を持つ子の親として、障害者一人ひとりの特性に合わせた措置の拡充を求めたい。</p> <p>（内容） 障害者雇用に関し、支援の拡充を図って欲しい。具体的には次の2点である。 （1）精神障害者の雇用数を身体障害者雇用数並みに引き上げること。 （2）就労支援事業所における支援内容の充実を図ること。</p> <p>（理由） （1）について 京都精神保健福祉推進家族会連合会（京家連）の各種会合で知り得た就労実態によると、精神障害者の雇用率は身体障害者の同率より低い状況にある。働く意欲を持っていても採用されず、無職のまま置かれているのが実態である。 （2）について 就労する際、当該本人は事業所と労働条件等の確認書を交わすことになっている。しかし、体調不良等により、確認書どおりにならないことが間々発生する。すると、事業所は所定の手付きを経た後、解雇通告を発布する。今日の契約社会にあっては、何らおかしくない措置であろう。だが、当該本人は精神障害を抱え、社会との関わりの中で、生きていこうと必死の思いで働いている。例えば、体調が回復するまで、休業扱にするなど、何らかの救済措置があってもよいのではないかと。健常者の社会的措置に比べ、あまりに画一的ではないか。就労で得たお金で生活できることは生きていく上での自信となり、人生の充実につながる。障害者一人ひとりの特性に見合った措置を是非ともお願いしたい。</p>	④
第9条	<p>（1）～（8）に記載されている事項は非常に重要であるが、それが単なるお題目にならないためにはやはり区長の役割と区役所の組織機能の改革による明確な総合的取組が不可欠である。これは単にケアラー支援に限らず、全ての行政施策の推進にとっても極めて重要な改革である。京都市で一番人口に少ない東山区（36,602人）でも綾部市、南丹市、宮津市などよりはるかに多い。区役所改革をタブーとせず積極的に取り組んでいくべきである。</p>	④
第9条	<p>虐待と同様、学校などから通報すること個人情報の侵害という観点から日本では運動の広がりには期待できません。ヤングケアラーの困りを拾い上げるためには、本人から自主的に通報・相談できる窓口の設置が必要だと思います。本条例案には記載されていませんが、この条例に関する問題は市のどこの部署が担当するのか明瞭に示されるべきということです。親の介護で疲れたヤングケアラーが気軽に訴え出られる電話相談窓口の設置が現実的です。京都府内に設置されている医療的ケア児等支援センター「このわ」は医療的ケア児の家族が気軽に相談できる窓口としての役割を果たしています。ヤングケアラーに限らずすべてのケアラーが気軽に相談できる窓口を設置し、広報することがこの問題への対策の第一歩と考えます。</p>	④
第9条	<p>前文の要素案にあるとおり、ケアラーの健康やゆとりを持ってケアを受ける方に接することが、ケアラーにもケアを受ける方にも必要。 ケアの期間は様々だが、一般的には長期となる。ケアラー及びケアを受ける方の意向を尊重し、介護、福祉サービスの利用の提案を行うことも必要。 市内には、各地域に認知症カフェや地域包括支援センターがあり、精神障害に関しては、中京区に京都市こころの健康増進センターがある。ケアラーの相談窓口、訴えを聞いてもらえる場の紹介も必要だと思う。</p>	④
第9条	<p>ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合、ケアラーだけでなくケアを受ける方にとっても大きな問題である。また、老々介護や老障介護の問題もある。自分が介護できなくなった後、ケアの相手がどうなるのか多くの方が悩んでいることだろう。関係機関、民間支援団体、京都市だけでなく、多くの人々が今後も議論していかなければならない。</p>	④
第9条	<p>ケアラー同士が交流し、支え合う活動は今後の課題として取り組まなければならない問題である。ケアラーが抱える課題として、閉ざされた介護生活を送っている方も多く、社会的孤立を抱えている方も多くいる。 ケアラー同士が交流し、解決はしなくとも、「一人ではない。」と思えるようになるだけでも、ケアラーの心の世界が広がる可能性がある。 また、参加者の中には、ケアしていた相手が亡くなり、途方に暮れたり後悔している方もいるだろう。生活を再建し、再び歩みだせるようなグリーフケアの場にもなってほしい。ケアラーも支えられるだけでなく支える側として活動できる場にする必要がある。</p>	④
第9条	<p>行政には、様々な情報を一元的に得られて、介護者の居場所になるような場や窓口を設けてほしい。</p>	④
第9条	<p>精神的な不安定が強まった場合に相談できるような、24時間体制の電話相談を設置してほしい。</p>	④
第9条	<p>精神障害者は、精神障害者のためだけの「地域」施設に知的障害者・身体障害者・老人もそれぞれ専用の「地域」施設へ集められるのではなく、障害者も老人も貧乏学生も近所の失業中の青年も、皆が自由に入出でき、そこで色々とコミュニケーションを取ったりする。決められたアクティブプログラムではなく、患者さんたちで運営している、低料金のコーヒーショップや手芸・ギター・ピアノなど、来た人が自由にやりたいことをやる。長期慢性患者さんたちの居場所であり、仕事にも就けない人たちにそれなりの活動を提供し、彼らの再発・孤立を避けることができる。人々の住む街の中に、一般住民が、老人が、障害者が、貧乏学生が、自由に入出できる。 そのような人々の交流を図り、共生していく「場」を作してほしい。</p>	④
第9条	<p>学校生活又は社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するケアラーに対する修学又は就業に係る支援（当該困難を有していたために学校生活又は社会生活の機会の一部又は全部を失ったケアラーに対するものを含む。）に関する施策 ⇒ 修学、就業だけでなく、その他の進路もあると思うので、「修学、就業等社会参加に係る支援」とした方がよい。</p>	③

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第9条	この度ケアラー支援条例について、我が子を30年ケアしてまいりましたが、身体的、精神的に家族の負担が重くなっております。ぜひ、ケアラーが自分らしく暮らせる様に社会の理解と社会全体で支える制度を構築し条例を制定してください。	②
	条例案の第9条には、ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策についても明記されています。地域との交流も必要で、ケアラーの孤立を防止するための施策の充実を求めます。	④
	「申請そのものが大きな負担、また困難あるいはできない」ことへのサポートとケア支援を求めます。区役所には、窓口で本人と家族からの申請を待つのではなく、申請そのものへのサポートとケアの支援をお願いしたい。また申請の簡素化・合理化による支援を求めます。	④
	ケアラーが周囲のものと同様生活を行えるように考えられていると思います。	②
	情報提供や相談支援にとどまらない、具体的な支援の方法を合わせて発表していただけると、ケアラーはどういった支援を求めることが可能か容易に判断ができると思います。	④
	また、親が亡くなり本人が申請することになった場合の困難は目に見えています。「本人申請」を基本としつつも、「申請が大きな負担、困難あるいはできない」ことへのサポートとケア支援を含めた申請制度の転換を強く求めます。また、本人および家族への支援の一環として申請制度（行政窓口のシステム）の運用の抜本的転換を求めます。	④
	医療と福祉の両者の地域相互連携関係は、本人が精神障害をかかえながら地域で生活することにとって極めて重要です。このために医療と福祉の地域連携関係のシステム化を行い、行政窓口として有効に地域連携支援が行えるように、ケアラー支援条例にこのことを組み込んでもらいたい。ケアラー支援がこれらの地域連携関係のシステム化の中に位置づけることを求めます。	④
	親亡き後の本人の生活をサポートあるいはケアする福祉従事者の支援が重要と思います。その抜本的な充実をお願いします。親亡き後に本人がどのように・どのようなところで暮らせるのか見通しがたちませんが、サポートを受けながらの一人暮らしが可能か。それが難しい場合は、例えばグループ・ホームなどが考えられますが、その施設設置基準は最低ラインで運用されており、その設備・広さ・住居環境は、憲法で保障されています「人間らしい文化的な暮らし」とは言えない状況がほとんどです。「収容施設」といった感が否めません。基準の変更と住居環境の改善を強く求めます。また、他県において「親亡き後の相談室」が設けられていますが、この具体策を京都市ケアラー支援条例に加えてもらいたい。	④
	(2) ケアラーの多様性に配慮した支援に関する情報提供 とありますが、多言語情報提供に加えて、ぜひ「やさしい日本語」での情報提供もしていただきたいと思います。	④
	<p>有意義な条例ができた後の施策展開で留意いただきたいことを、基本理念(第3条)でも書かれている「社会全体で」「支援が適切かつ切れ目なく」という観点から、述べさせていただきます。</p> <p>現在、京都市では、ヤングケアラー支援として、家事支援のヘルパー派遣をされており、これは対処療法の一つとしてよいが、ケアラーの育児や家族世話の身体的かつ精神的な負担軽減のために、ショートステイの充実が必要と考える。</p> <p>子ども・若者支援のショートステイについては、児童養護施設等で京都市では小学生までを対象に実施されている。しかし、これだけでは、中学生以上が対象でない問題、児童養護施設等の空きでショートステイする人数や労力の限界、利用する親等の施設へのハードル感等もあり、十分とは思えない。</p> <p>そこで、民間団体のメリーアティックは、伏見深草の一軒家で独立型のショートステイを2歳～12歳を対象に毎日15名程度を柔軟に受けておられ、好評だが、利用が一杯で月10件ほど断っていると聞いている。</p> <p>また、公益財団法人の京都市ユースサービス協会は、寄付を元に、中学生から30歳程までのケアラーや社会的養護経験者を受け入れるショートステイ等を実施され、毎日数人受けているが、現行スタッフだけでは拡大が難しいと聞いている。</p> <p>このため、上記2団体の取組を後押しする公的予算による支援、さらに子ども・若者ケアラーや社会的養護経験者等への一時避難や短期居場所も行える国の社会的養護自立支援拠点事業の早期導入を検討願いたい。</p>	④
	(2) ケアラーの多様性に配慮した支援に関する情報提供のところですが、ぜひ英語、中国語、韓国語だけでなく、新たに日本でケアの仕事に従事することが多くなってきた人たちの言葉にきめ細かく対応してください。いくら情報発信しても、ケアラーたちが読むことができなければ意味がありません。	④
	学校の先生は授業を教えることは上手くても、ヤングケアラーに理解があるわけではない。できれば、ヤングケアラー当事者のお姉さんお兄さんが学校にいてほしい。大阪の西成高校がやっているように、京都市の学校にも「カフェ」のような居場所を作ってほしい。	④
	ケアラーの多くは、自己責任として「せねばならない」、「私が…」との思いが強くあり、多くのケアラーが口を塞ぐ。地域や事業者、学校などに条例を作って縛りを掛けても、ケアラーの実態、その要求をつかむことは困難。ましてや、今の福祉が切捨てられていく中で、行政に対する信頼はなく、支援を拒む。	④
	第9条に「情報提供・相談支援」を行う機関、窓口の具体的な名称を掲げる。もしくは、京都市として、当該の機関、窓口の設置及び運営資源の確保を行う責任を持つことを明記すべきであるとする。	④
現在の支援体制は、ぶつ切れ状態です。支援の継続化を要望します。入院中は、病院の担当者、保健センターはその担当者、福祉関係はその担当者、というように一応おられます。しかし場所が変われば、簡単な一応の連絡はしていただけても、あとは次のところ任せ。何の責任も取ってもらえません。家族は放り投げられた状態で家族任せ、が今までの繰り返しでした。これにはもう疲れました。家族は素人なので制度について詳しいことはわかりません。一貫した支援が欲しいのです。それには、人員の拡充が急務だと思います。このシステムづくりができるように、条例の中の項目に明記し、早急を実施してほしいです。	④	
親は長年の、対応を、家族だけで考えることがほとんどでしたので、疲れ果てています。医療は精神科特例という、まったく理不尽な制度のため、十分な時間をとってもらえず、本人も家族も、悩みを話し、相談に乗ってもらえる機会が少なく、大変な思いを抱えてきました。このような家族の相談に乗ってもらえるような機関を要望します。それもケアラー支援条例の項目に加えてほしいです。	④	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第9条	<p>親がなくなり、一人になったとき、困ったときの相談窓口を作ることを、条例に加えてほしい。これについては、取り組まれている自治体もあるとのこと、最近の情報から知りました（大分県では2017年より親なき後相談室が県内6か所に開設されたそうです。）。</p>	④
	<p>支援に関しては包括的であることは大事なことです。相談に関してはワンストップでの支援が大事かと思えます。世帯単位の支援ということになる場合と家族の中のひとりに対する支援ということもあってよいと思えます。全体の中の個人ということでも支援としても、全体を視野に入れての支援となるだろうが。生活保護では、世帯単位の保護となっているが、世帯分離としてケアのいる家族支援も必要であろう。特に経費が伴う場合等に配慮が必要な場合に配慮してほしい。</p> <p>Careのために就学中断等は、なるべくないようにしてほしいし、条件が無くなった時には、再復帰という学び直しなど保証されるように配慮が必要です。</p> <p>介護保険が見直されるたびに、利用者側はきつくなり、事業者側も人材確保も難しく結果、要支援は皆保険から外され、最近では要介護1、2も外されると言われている。長引く経済の低迷下の下に利用者は利用をひかえてしまいかねない。掛けた保険が使えないということに憤りを感じている。ヤングケアラーへの施策はどんどん進めてほしい。ただし、教員の負担に関しては、改善すべきと思えます。スクールソーシャルワーカーの配置などして一般教員との役割分担とも協力関係を構築せねばならないと思えます。スクールカウンセラーの配置はどうなっているのでしょうか。全国に先駆けてカウンセリングセンターを開設し、教員研修など養成に力を注いでいたが、現実にはいかがだろうか。</p> <p>介護保険の前には企業出資のはげまし旅行があり、バスでの一泊旅。ケアされているものには、早くからショートステイも取ってもらい温泉でゆったりほっこり癒され、その後は車座のおしゃべり会で、笑い泣き、励ましたことがあった。多くの方と語り合い、共感し、もらい泣きしたことが明日への介護の力になった。しかし介護保険ができてからは、招待はなくなりわずかな助成金利用で何とか続けてきたが、コロナ禍で中断している。ヤングケアラーさんたちにも、レクレーションキャンプなど招待してほしい。</p>	④
第10条	<p>第10条では、ケアラーの存在が広く知られることが重要という趣旨だと思うが、ケアラーということを知られたくない人も数多くいるはずなので、そういった配慮も必要ではないか。</p>	②
	<p>適切な情報発信に向け、市内に多数存在する大学の研究との連携にも期待したい。</p>	④
	<p>社会全体のケアラーに関する理解の向上は当然必要ですが、「市民等に認知させる」や「啓発」という表現には、「上から目線」、「お役所的」な語感が漂います。</p> <p>条例とはいえ、もっと「市民目線」「市民感覚」に沿った表現にさせていただいた方がよいと思えます。</p>	③
	<p>ケアラーという言葉がわかりにくい。誰にでもわかるように説明して広く周知させることが重要。</p>	④
	<p>条例成立後、市民に広く知らせることが重要。</p>	④
	<p>ケアラーは子供から高齢者まで広範囲。子供向け、外国人向け等バージョンが必要。</p>	④
	<p>広報、啓発はしっかりすればいいと思う。</p>	②
	<p>アンテナを敏感にはっていないと、行政の施策は耳や目に入ってきません。正確な情報を幅広く知らせて欲しい。</p>	④
	<p>前文同様、「本市は…市民に分かりやすい広報及び、啓発に努めなければならない」「…国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない」など、もうすでに考えておられるのかもしれないが、具体案が知りたい。</p>	④
	<p>条例の文言や文章は一般市民にとって決して理解しやすいものではない。したがって広報資料は小学生でも理解できるようなものとするべきである。また、関係機関、事業者、学校等とも連携して、出前講座なども積極的に開催すべきである。</p>	④
	<p>前文の要素案に「課題」ケアラーの多様性とあるように、読んだ方が、どのような方がケアラーなのかを想像し、理解できなければいけない。ケアラーのプライバシーには十分配慮し、ケアラー当事者や支援団体などの関係者から意見を聴き、具体的にどのような方がケアラーかを事例を基に周知してしていくことが大事。</p>	④
	<p>介護離職やダブルケア、労障介護はあまり知られておらず、ケアラーやその家族の在り方は様々である。条例とは別に具体的にどのような方がケアラーなのかを周知していく必要がある。</p>	④
	<p>京都市が施策や支援制度の広報・啓発活動を行うことは重要であるし、行っていただきたい。</p> <p>ただ、ヤングケアラーの多くは、苦労を訴えたり、「助けて」と言えずにいることと思う。ワーキングケアラーの中にも、介護休暇等の制度があっても職場での昇進や就労の継続に不安を持つ方もいることだろう。様々なケアラーの苦労を想像し、プライバシーを配慮し、ケアラー当事者の意向を尊重すること。支援団体からの意見・助言をもらったうえで、広報・啓発活動を行ってほしい。</p>	④
<p>ケアラーが社会問題になった要因の一つに、家族のケアは当然家族が担うべきものという認識、家族や家族の一人に対するケア負担の増大、閉ざされた介護生活があると考え。</p> <p>そのようなことがまかり通るのであれば、ケアラーの基本的な権利や将来に対する目標、様々なことに挑戦する可能性や自由に人生を選択できる権利をないがしろにしかねないことだと思う。</p> <p>市民の中に、家族のケアは家族が担うべきとして、家族に負担を押し付けるような誤った認識を持たせてはいけない。引き続き啓発活動を行うことが大事である。</p>	④	
<p>言語的な支援をしているヤングケアラーの中には、自分が「通常の日本語ではコミュニケーションが不自由な家族などのために、学校等を休んで助けるのは当然」と思っている人もいるかと思えます。出身国の社会的・文化的背景がそう思わせているケースもあるかもしれません。</p> <p>第10条にあるように、そういうケアラーの人たちがSOSを出していいと気づき、また出せるような支援につながるのいいと思えます。</p>	②	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第10条	<p>若年ケアラーって何歳と考えていらっしゃるでしょう。5歳児程度でもケアラーにならざるを得ないことをご存じでしょうか？成長してもワーキングケアラーに昇格してもパソコンも無く、このホームページを目にすることもなく、役所に相談しに行く時間も無く低賃金労働しているから、寝るのも惜しみダブルワーク。ただ付き合いの悪い人だけど、自分自身を押し殺して笑顔ふりまくから職場や周りも気づかない。当の本人は、生まれた時からケアラーが当たり前のこと。生活が苦しいのも、自身のせいだと思いがちで、ダブルケアラー（高齢者と子供ケア）でなく、親ないし祖父母と兄弟姉妹となると果てしなく見逃されている実態をご存じでしょうか？やっとの想いで役所の窓口で、仕事していらっしゃるんですか？仕事辞めたらまた相談しに来てくださいと返される気持ちわかりますか？役所で必ず駐車券の有無を聞かれ、車も免許もない約3キロ程歩いてきたと言うと驚いた表情でそうですか？と言われる気持ちわかりますか？</p> <p>本当に困っているケアラーって見つけ出せないもの。幼少期から、ケア児も普通児も一人の人格として扱うこと。ケア児の取り巻く周りの人達が、兄弟姉妹普通児に何気ない負担を与えないこと。何気ないことの蓄積で、優しい責任感ある兄弟姉妹は、意図しないケアラーに成り代わることを知ってほしい。また、義務教育の中に健康で文化的な生活が具体的にどういう生活であるかと知る機会を設けることによって、ケアラー自身の気づきになるのでは、ないでしょうか。</p>	④
第9条、第10条	<p>2、本市の取り組みに広報の充実と相談への取り組みが掲げられているが、それらに回すお金があれば、当事者への支援金あるいは事業者への支援金に充てていただきたい。相談窓口で知識を披露され同情されたところで、当事者の抱える問題の解決にはなっていない。</p>	④
第11条	<p>推進計画の進捗を市長の責務として公表し、報告書を義務付けることが必要（実行性のある条例）。</p> <p>「推進計画」は不可欠である。</p> <p>ここでは、「施策を推進するための計画を策定」するに当たって「計画の内容(基本方針と具体的な施策、その他)」を明記することが必要です。これまで私たちが要望書や意見書によって訴えてきたことは、「計画」を「誰が、どの場で、どのように」策定するかという計画策定の詳細に関する条文を新たに起こして頂きたいということでした。この計画策定の全容があってこそ、条例の目的達成の検証や進捗管理にあたっての指標化もさらに有効に機能すると考えるからです。</p> <p>第11条について、北海道ケアラー支援条例の第2章の第10条を参考にして、第11条に新たに、3項・4項として以下のような条文を追加すべきである。</p> <p>ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定する場合には、3項「市長は、推進計画を定めるに当たって、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。」とし、具体的な措置としては、パブリックコメントなどを実施する。</p> <p>また、4項として、ケアラー支援に関する推進計画を策定した場合には、4項「市長は、推進計画を定めるときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。」というような条文を追加すべきであると考えます。</p> <p>11条、計画について。パンフレットでは、4条の責務を果たすためと書かれていますが、しっかりと実行可能な計画としてください。よくある行政計画のように、これまでの取り組みをまとめ、少しだけ目新しいもの入れただけ、ということにならず、上にも書いた財政的な裏打ちを持ったうえで、単に当事者団体に任せるのではなく、市としてしっかりと計画・政策をたて、実施してください。</p> <p>第11条の施策及び計画にケアラーの意見を反映することを明確にするために、「12条で規定する協議の結果を反映する」を11条に追加することを提案する。</p> <p>京都市職員が減少されてゆく状況の中で、本気でこの条例を執行しようとしたとき、先に述べたように、どの部署が担うのかは不知だが、きちっと行政が担うべきであり、「地域包括」や「支援センター」、「社協」、「民生委員」に委託すべきではないと考える。市職員を増やすべきです。</p> <p>何年かに1回は施策を推進するための計画を策定しないとイケないと思うので、期間を明記してはどうか。施策を評価して見直すことは必要。</p> <p>11条の施策及び計画にケアラーの意見を確実に反映することをしめしてほしい。そのために、12条の協議の場の結論を考慮しなければならないことを11条にかいてほしい</p> <p>条例案では、推進計画に関する明確な記述がないように思う。しかし、京都市当局は各種の福祉行政や教育行政、産業観光行政等々に関する計画があるということや重層的支援体制整備事業の推進で十分だとしているようであるが、これらにはケアラー支援に関する総合的推進計画は不可欠である。こうした推進計画がない状況では効果的な財政措置もできないと思われる。</p> <p>また、「…適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする」について「適宜」「必要がある」「適切な」という表現は便利だが、本当に「適宜」「必要がある」「適切な」対応がなされるのか？それができているかどうか誰がどのようにチェックするのか？</p>	④ ② ① ③ ④ ④ ④ ④ ④ ① ④
第12条	<p>「協議体の設置」は不可欠である。</p> <p>協議の場には、ケアラー当事者に出席してもらうことは必要。</p>	② ②

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第12条	<p>ケアラー支援条例制定にむけて、真剣にとりこんでおられることに敬意を表します。ご苦労様です。ケアラー支援条例について、色々な人の話を聞いていると、考えさせられる点が多々あります。できれば、それらをまとめてお送りしたいと思います。</p> <p>今回は、ケアラー支援の本質的問題について触れたいと思います。</p> <p>一つは、ケアラーというのは、ケアされる人がいて、それに規定されるという点です。ケアラーだけが独立して存在しているわけではないです。</p> <p>ケアラーの中には、自分が主たる問題を抱えているわけではないと感じている人も多いです。ケアラーとしての問題を話してくださいと頼んでも、自分より障害や病気を抱えている人のことを考えてほしいと言われることがあります。</p> <p>では、ケアラーが問題を感じていないかということそうではありません。ですが、なかなかそれが言葉になってきません。不幸な例ですが、介護殺人などの事件を見ると、そういう結果に追い詰められたケアラーの立場に立った人たちが、自分の問題を適切にとらえて、援助を要請するという形になりにくいことがわかります。</p> <p>つまり、ケアラーとなっている人たちが、必ずしも自分の問題を正確に自覚し、助けを求めるまでに至らないままに、自分を追い詰めてしまっている場合があるということです。ですから、ケアラー支援ということを考えるとき、ケアラーからの援助の要請を待って、それに適切に対応しようという捉え方では、うまくいかない場合があるということです。</p> <p>では、問題を抱えそうな人を早期発見すれば良いかということも言えません。困難を抱えるケアラーが自分の問題を自覚して、支援を求める姿勢を取ってもらうにはどうしたら良いかを考える必要があります。そのためには、ケアラー支援条例を作るだけではなく、ケアラー支援とはどういうことか、どういう援助が適切か、それらを常に問い返す必要があるということです。ケアラー支援条例が施行されてから、どこか不十分なところがないか、条例によって明らかになった事実は何か、それを継続して、系統的に見直す必要があるでしょう。</p> <p>介護殺人の裁判で、実刑になるのは4割ほどと言われます。これは殺人事件の実刑率9割に比べて低いものです。裁判過程で、介護の実態が明らかになると、裁判官として実刑に処すには忍びないと判断したということです。ですが、事件が起こるまで、周囲がそのような深刻な事態だと把握されにくい状況にあると言えます。</p> <p>事件が起こってから、周囲が驚くということも珍しくありません。そのギャップが、ケアラー支援が現実の場に届いていない部分でしょう。そこを埋めるには、個別の事例を具体的に掘り下げる努力が必要です。</p> <p>すべての事例に取り組むことは難しいですが、条例を定めたあとの体制として、調査検討の場を継続に持つことが大事だと思います。現場の声を聞き、それを実際の対応につなげていくような協議の場が必要だと思います。よろしく、ご検討のほど、お願いします。</p>	②
第12条	<p>ここでは、「協議の場に当事者参加を明記せよ」ということにつきます。上記で記した「推進計画の策定」と「協議の場」の設定こそが、ケアが社会存立の基本的条件として尊重され、それゆえにケアを担うケアラーも大事にされるという条例が謳う志高い理念を京都市と京都市民の文化として醸成し定着させていくために必須の項目であると確信するからであります。</p> <p>介護保険や障害者福祉など近年の福祉行政ではすべて、施策の計画策定の義務化と合わせて、その検証や見直し等の政策決定プロセスに「当事者参加」を強調しています。各種委員会等の協議の場に「当事者」参画を明文化しそれを保障しています。国連の人権条約「障害者権利条約」でのスローガン「私たちのことを私たち抜きに決めないで」の精神をこのケアラー支援条例でも活かしてほしいと願い、修正することを要望します。</p>	①
第12条	<p>条例が制定された後も、条例が適正に運用され、ケアラーやケアを受ける方の生活の質が向上しているのかや健全な社会生活が送れているのかを確認しつつも、引き続き協議を続けていただきたい。</p>	④
第12条	<p>この度、京都市ケアラー支援条例の条例素案に対してですが、ケアラー当事者がこの条例に参画し策定する事が大事。何時、誰が、どの様に決めたか実施状況について検討し、積極的に関係団体等々と協議しながら支援を進めていくこと。</p>	②
第12条	<p>今般、案として示された条例の第12条には、施策についての協議の場を設けるものとあり、ケアラーや支援者の意見把握の重要性が示されています。施策の充実のためにはケアラー当事者の声のみならず、その代弁者としての民間支援団体の意見も取り入れるべきで、受け手と支え手の垣根を越えての協働できる仕組みの構築をお願いしたいです。</p> <p>また、各機関の連携を密にする必要性も示されています。関係者間の調整にあたる京都市の役割は重要です。市民等、事業者及び関係機関に情報及び資料の提供その他の支援が適切にできるよう留意いただきたいです。</p>	④
第12条	<p>ケアラーの問題は、厚生労働省の掲げる地域共生社会の実現にむけた取り組みの重要性を示唆している。支え手と受け手の関係を深く考えて取り組むべきで、単にケアラーから親やきょうだいの介護等を、支援サービスにつなげるだけで解決ができない社会全体の問題である。ケアラーとその家族を地域全体で支える仕組みについても踏み込んだ対策が必要で、それは今後の施策を検討する協議会に委ねなければならない。ぜひ、ケアラー当事者のみならず、実際に支援にあたっている民間団体の声を聞いてほしい。ケアラーの近くで寄り添った支援をしており、当事者の代弁者として大きな役割を果たすと考えられる。</p>	④
第12条	<p>この条例が制定されても、社会状況はどんどん変わっていくので、定期的に条例を見直したり、具体的な施策を推進するための計画を策定していくのだと思います。その際に、ぜひ当事者や当事者グループに、意見を聞くだけでなく、検討委員として正式に参加してもらえるようにしてほしいです。</p>	④
第12条	<p>ケアラーの受難とその支援は、ケアを受ける人の受難とその支援から発しています。そのことを明確にしないと、パーソンセンタードケアのためのケアラー支援という基本の構図があいまいになり、ケアを受ける人が重荷だというようなニュアンスにつながります。結果、行政の大好きな「予防」に重点がうつりやすくなります。</p> <p>条例は本則において、何を指すかが書き連ねられていますが、読む方としては、何が生まれるのか、何が新しく変わるのかが一番大きな関心事だと思います。その意味では、重要なのは、協議機関の設置ではないでしょうか。市長肝入りというか、例のごとく（認知症初期集中支援や、医療・介護連携支援事業のように）、どこかに投げるのではなく、市自身と関係機関がしっかりタッグを組んで進めてゆくん、という宣言が必要です。その意味では、第12条、第14条のような、付け足しのような書き方では、伝わらないように思います。</p>	④
第12条	<p>第12条で規定される協議の場が定期的開催され、かつ、協議の場に直接ケアラー当事者が参画することを保証するため、第12条に「協議の場を設け1年に1回以上開催する」、「協議の場にはケアラー当事者が参画する」を追加することを提案する。</p>	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
第11条、第12条	市、事業者、学校の個々では解決できないことも多いと思う。定期的に改善会議や、コーディネートする体制のことが、わかりにくいです。もう少し、具体的に記載できませんか？	①
	12条だが、定期的な施策や条例の見直しの機会を設ける必要があるため、頻度や期間を明示すべきである。	③
	11条、12条で推進計画の立案、実施、評価、見直しの流れを明らかに記載すべき。	①
	11条・12条：推進計画の立案、実施、評価、見直しと、それらの場に当事者の参画を明記することが必要。	①
	11条・12条：計画の進捗モニタリングと評価見直しをあらかじめ条文に組み込むことが重要（PDCAサイクル）。	③
第13条	必要な財政措置を講ずるとあるが、関係機関や民間支援団体等に財政支出を行うのであれば、その支出の有効性や透明性に関して、厳格な審査や調査、情報の公開を本市に義務付けるべきである。	②
	厳しい財政事情の中にあっても効果的な財政措置は重要である。また、ケアラー支援を効果的にするためには各種の医療・福祉・教育・産業施策の見直しも重要である。特に総合事業を含む介護保険制度の現状は極めて深刻である。	②
	13条、財政上の措置について。なぜ、一番最後ののでしょうか。全体の構成同様、市として財政的な裏打ちのある事業・施策を実施するという強い意志が感じられません。 あるいは、上記のことについては、しっかりと財政上の措置を講じると記載していますので、やらない（不作為）はすべて条例違反としてみてもらっていいということでしょうか。	③
	ケアラー当事者も参画し協議の場を設ける。	②
第1条～第13条	本則中の「本市」が具体的にどこを指すのかが必要。	③
	そこから言えることの第二は、ケアラー支援条例の成立が、孤立しているケアラーの人たちへの呼びかけになるように努力してもらいたいということです。京都市がケアラーの人たちに配慮しようとしているというアピールが必要です。ケアラー支援週間を指定するとか、毎年ケアラー支援行事を開催するとかも良いでしょう。もっとも大事なのは、実際に困難を背負いながらケアラーとして実践している人たちの声を直接に聞くことです。話し合っ理解を深めることです。ケアラー支援のための政策案を策定する場に、当事者も参加してもらって、議論することが重要だと思います。 繰り返しになりますが、ケアラーの直面している問題は、単純化して言葉になるようなものではありません。だからこそ、当事者と直接話し合っ、それぞれのケアラーの困難を肌で感じ取ってもらうことが大事です。また、そのような場が与えられることは、ケアラーにとっても、励ましや慰めになることでしょう。	②
第10条～第13条	京都市以外の主体に、義務を課すことは中々難しいため、本則の規定の多くが努力義務規定になることは理解しますが、10条から13条は京都市が主語ですので、義務規定として規定することはできないのでしょうか（全てとはいいませんが。）。	③
第14条	「積極的に*意見をきくため*の協議の場を設けるものとする」 → 下記のような記述がのぞましい 「*協議、施策の決定に参画する場*を設けるものとする」	①
第10条～第14条	やるべきではない。	
その他 条例全般	条例の実施に当たっては常に評価、効果測定、新しいニーズの掘り起こし等が不可欠である。そのため推進計画に基づくしっかりとした協議体の設置が重要となる。そして、協議体には当事者の参加により、ケアラーとケアを必要とする当事者の現実を把握し、効果的な対策の推進と両者のQOLの向上、社会的孤立の予防や改善等々が不可欠である。幸い京都市内には多くの当事者組織があり、実態の確認が容易にできるという優れた現実がある。	④
	ヤングケアラーを意識した条例であると思われるが、よく判らない民間支援団体に頼ることなく、まずは行政で行える福祉施策を着実に実施すべきだと考える。 さらに、被介護者の自助努力に対して全く規定が無いのも違和感を感じる。 介護してもらうことが当たり前と考える風潮は戒めるべき。 被介護者の怠慢や甘えにより、介護者にしわ寄せが寄るのは間違っているが、被介護者の努力義務や義務規定がない条例では、本来介護を必要とする被介護者を救うことが社会福祉施策の目的であるはずが、介護者を救うことだけが目的化してしまい、本末転倒ではないか。 施策の発案者は、弱者に寄り添った施策は市民受けが良いと考えているのかもしれないが、新たな施策には市民が支払う税が使われることになる。 自助努力を行い、家族や周囲に極力迷惑をかけることなく、被介護者として自分自身の人生を全うし、自己実現を図っている人もいるなかで、社会的な潮流に流されて、一般的な市民感覚から少しピントがズレた条例が出来上がり、その施策が実施されることに危機感を覚える。	
	具体の施策が伴わない理念条例である。また、既に京都市役所では、ケアラー・ヤングケアラーの支援を進めている。この条例を制定することによるメリットがなく、不必要な議論に議員の時間を費やすのは止めた方がよいのではないか。	
	ケアラー支援の理念は賛成ですが、条例を制定しなければならない必要性がわかりません。 条例ではなく、必要な支援策についてしっかり議論をしていただき、必要な対策を実施していただきたいです。	④
	ケアラー支援が重要であることは確かだが、条例に具体性がなく、条例として制定する理由が見当たらない。条例を制定することによって、どのような効果を期待しているのか。 議員達が、ケアラーについての自分達の知識を並べただけの文章としか受け取れないうえに、一般の誰もが知っている常識的なことを述べているに過ぎず、この条例自体に価値を見出せない。具体的にどういったケアラー対策を実行するのが議員の役割ではないのか。	
	ケアラー問題は表に出ない隠された問題になっていることが多く、広く社会に社会問題としてしらしめることで、埋もれていた課題が発見され解決に近づける可能性があると思いますので期待しております。	②
	いつもありがとうございます。条例案拝読いたしました。特に異存はございません。今後ともよろしく願っています。	②
	子どもの場合、ケアラーと家のお手伝いを混同されないようにすべき。家のお手伝いをしている子どもが、ケアラーという印象を与えてしまうのは良くないと思う。 ケアラーは具体的に苦しい現実から救ってほしいので、理念条例にならないよう実効性のある条例を望みます。	②
全体に努力義務が多すぎて、この条例を制定する意味合いが弱くなっている。	③	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
	真に当事者支援を目的とするものか、それとも、それに乗じた団体のプレゼンスを発揮するためのパフォーマンスに過ぎないものになるのか。 後者の様相をていするなら、そもそも条例は不要。	
	成長・発達途中の子どもたちがケア対応によって、教育や交流の機会を失わないよう、あらゆる取り組みをしていくべき。	④
	認知症に関する相談員をしています。ケアされる人とケアラーの元々の関係が悪い場合、ケアラーの苦しみは深く重く、孤立することが多い。過去にケアをされる人からの過干渉や虐待がある場合などです。その場合は、ケアラーは、ケアすることに不条理を感じ、苦しみます。 これは、他のケアラーにも共通だと思います。そのケアラーを救う手だてや方向性が、書かれていないと感じます。	④
	個人の精神科にデイケアを運営されておられるが、まずは医療（医療を受けないと支援や入学許可は受けれない）・学校や事業者（就労）・支援団体等、当事者本人の現在の症状に適應する選択肢が分かりにくい。医療（医院）において情報はなく、相談できない。薬局においても処方薬を受け取る時に適切な情報を伝えて資料をおいて欲しい。	④
	先日zoom参加させていただきました。京都が全国の見本となつていただけると良いなど感じています。様々な環境のケアラーの方がおられたり、考え方も様々かと思いますが、良い方向へと向かい実現出来る事を願っております。	②
	ケアラーであることを理不尽に押し付けられることや、それに伴い様々なチャンスを失うことは避けられるべきですが、他方で、ケアラーとして行う様々なケアの価値を認める余地もあれば良いのではないかと思います。 ケア自体は悪いことではなく、誰もが出来るものである、という前提は、人との関係が希薄化したり、高齢化によってケア「される」人の割合が増え続ける社会において、ますます重要であると考えます。 また、ヤングケアラー本人ではなく、ケアされる人自らが、ヤングケアラー以外からケアを調達できるような支援があればと思います。	④
	全会派共同で議員提案されることは京都市会にとって有意義で、その趣旨、基本的考え方には大いに賛同いたします。	②
その他 条例全般	私はある老人施設で暮らす者です。一人暮らしが長く続いていたので、共同生活は無理かと思っていました。一人で暮らすのは、気楽だったけれど、体調がすぐれない時は困ります。集団生活も、徐々に慣れてきました。 けれど、困ったこともたくさんあります。「隣の部屋のテレビの音が、うるさい」、「くさい臭いがする」、「独り言が気になる」、「ギター音がやかましい」。みんな、それぞれ苦情を言っています。結局は、お互いに妥協しなければ、根本的な解決などありえません。ひどい時には盗難があったり、またその疑いをかけられたり、この施設の中は、言わば『治外法権』的になっています。職員さんに相談しても、多くの精神障害者が入所しているので、取り締まれないようです。最悪、暴力事件も起きていて、そんな時は、さすがに警察に通報する人もいます。大勢で暮らすことのメリット、デメリットを考えると、ある程度の差別化も必要となってくるのかもしれないです。 他の施設へ引っ越してゆく人も多くいますが、国民年金、厚生年金を満額受け取れるような人でないと無理なようです。色々な事情で貯金のない者には、今の世の中、厳しい老後が待っている事は、充分わかっていました。が、余りにも、この施設では不人情な日常が、くり返されています。	④
	私はある老人施設で暮らしています。この施設に入る時、貯金通帳と実印を預けねばなりません。施設の利用料金を確実に引き落とす為のようです。いくら通帳にお金があっても、身元保証人がいなければ、現金を持つことすら許されません。毎月いくら引き落とされているのか、十分な説明さえしてもらえません。つまり、この施設には知的障害者や精神障害者、身体障害者が混在しているので、職員はいつの間にか健常者にも説明を省くようになってしまったのかもしれないです。 例えば、代理購入をお願いしたとして、定価3万円のテレビ代として10万円引き落とされているケースもあります。そんな不明瞭な会計がまかり通っているのも、ある意味ここでは治外法権的な慣行が続いている可能性があります。その事に気付いた一部の利用者は、事務所で通帳と印鑑を取り返して、後見人に預け、施設料金だけを毎月振り込むようにしています。言わば、公共の事業団が社会から「のけ者」にされた国民を食い物にしているとしか思えません。 職員の対応に対して怒りを顕わにする人もいます。要するに個人個人に対するサービスに「ばらつき」があるのです。代行で買い物に行ってもらえるサービスも、自分の気に入らない入居者に対しては全く無視するといった有様です。施設庁に直訴でもしない限り、改善は不可能でしょう。	④
	条例施行後定期的に施策内容の進捗状況を市民に発表してほしい。	④
	2条では「支援」が使われているが、他では「援助」が使われている。この使い分けが不明。	③
	パート勤務で子育てと老親の介護中。仕事が続けられるか心配。条例が不安軽減に役立ってほしい。	④
	常勤で働きながら、母親介護。小6の娘にも排泄ケア等手伝ってもらおう。過度にならないようには配慮。	④
	ケアラーとして自分自身も要介護者の母も日々の生活であきらめることばかりが増えていく。あきらめることが少しでも減ることを望んでいる。（条例への期待）	④
	20年間の介護生活。他の生き方の選択があることに気づかなく一人で抱え込んでいた。もっと早く助けを求めればよかった。条例案を読んで気づいた。	④
	周囲で介護中の人はほとんど離職している。仕事をつづけながら親の世話もしたい。	④
	条文をわかりやすくするためにレイアウト等工夫されていることはよくわかるが、それでも理解するのが難しい。わかりやすい版でのパブコメ募集も必要だと思う。	③
	短期間の間にこのような具体的な形に作成されたことに感謝。	②
	できあがった条例がまずは市民の目に留まること。 内容は簡素で分かりやすく、興味も持ってもらおうことが2番目。 三番目としては条文を読んでもらえるような、上手い誘導の仕方。 当面の目標は条例の名前でできれば条文を読んでもらうこと。 そのための良い知恵を出してほしい	④
	子どもが例えば両親や障害者にケアをするので、つねに一对一なので、孤立しないようにしてあげることが大切であると思います。	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
その他 条例全般	<p>ヤングケアラーについて触れてみたいと思う。 一言でいうと「可哀想」だ。若年認知症の母親をみているヤングケアラーをテレビで見たことがある。母親が突然泣き出したりして、子どものことも判断できなく、ヤングケアラーはショックだろうと思った。 ヤングケアラーで福祉のサービスを知っている人がいれば良いが、何も知らず介護でつぶされている若者がいるのではないかと心配になる。 食事の介助と一言でいっても、スーパーへ買い出し、調理、食べさせる、食器を洗うとそれだけでも大変なのに、洗濯・掃除等。勉強の時間などない。高齢者もだが、ヤングケアラーにも、給付金や紙おむつの無償化等、理解しているだけではなく、行動に移していただきたい。 ヤングケアラーについては心が痛む人生の大切な時を犠牲にして、人格形成支障が出るのは避けられない。介護のプロセス、だんだん「孤立」していくことは避けられないだろう。各学校でヤングケアラーの存在を把握して、何か手を打てないだろうか。こうしている時もケアラーは自己を犠牲にして尽くしている。民生委員の訪問で、介護の話聞いてもらうだけでもどうだろうか？</p>	④
	<p>ヤングケアラーを、ケアラーを応援したい。ヤングケアラーは多感な頃だ。優しい子どもさんは苦労も多いと察せられる。ケアラーは「大変」という言葉では表現なく深いものだ。 また、そんなとき、明るく照らしてくれた方がいたのも事実だ。元気で明るく大きな声、笑顔等、どれだけ励まされたか分からない。介護の話に耳を傾けてくださる人はまれだが、13年姑の介護をしていた人とよく話した。その人は、嫁の立場だったが、親戚から手紙やお小遣いをもらっていたそうだ。新条例ではヤングケアラー、ケアラーに補助金を出していただけないでしょうか。もうそういう制度はあるのでしょうか？ 家族同士で励まし合い、話をして、情報交換して、「我が家だけじゃないんだ」と救われる、そんな会を作っていただけないでしょうか。行動に移してほしいです。 弱者である人をどうか支え、励まし、力になってほしいです。上手くいえませんが、「仲間がいる」安心感を届けたいです。介護をしてみても大切なことを学びました。順位は付けられませんが、「愛情」や「感謝」でしょうか。新条例に期待したいと思います。</p>	④
	<p>ケアラーとして追い詰められている人は、ゆとりがない状態ではないだろうか。自分の状態を抱えて、人にも相談できず、ゆっくりする時間もなければ場所もない。追い詰められると、ゆっくり考えることもできなくなる。たぶん、自分なりの居場所が必要なのだろうけれど、そういうものを求める意欲もなくなる。周囲がなんとかしようと思っても難しい。ゆとりがないと、工夫するという姿勢も生まれないので、ますます孤立する。 本人の精神状態も不安定になっているが、誰にも相談できない。親戚は見放して関わってくれない。そういう人を見てみると、本当に大変だ。ケアラー支援というけれど、どういう点から関わっていくことになるのか。</p>	④
	<p>ケアラーの抱える問題ということについては、過去には地域の民生委員が色々な役割を果たしていたと思う。よろず相談ということがあった。生活保護の世帯など民生委員が細かく関与していた。子供の保育所利用にも民生委員が関わっていた印象がある。そういう地域の役割が目立たなくなっている。プライバシーの尊重ということで、他人に知られることや他人の関与に抵抗が強くなっている。そういうことを見直す必要があるのではないか。 子供の問題など、近所の住民が関わろうとしても、本人や家族からの依頼がないと動けない。児童相談所が関わると、他の立場からの関与が制限されてしまう。地域の連携といっても、それをまとめる立場の人が有効に働かないと、連携することが対応を阻害することもある。そのような状況にも注意を払ってもらいたい。連携の考え方は必要だが、現場の人の教育はそれ以上に重要。</p>	④
	<p>ケアラーがケアをしていた方を殺害し、自身も自殺したという事件があった。理想的な親子関係だという評価が高かったがために、逆にケアラーが相談する状況を作れなくしてしまっていたのではないか。ケアラー自身が死んでしまった後、誰が面倒を見るのか、とても見る人はいないだろうと考えさせてしまったのではないかと思っている。 支援する立場だった周囲は、ケアラーの負担を受け止めることも、支援することもできていなかった。その事件が起こるまでの経過を振り返って、どの時点で気づくことができたのかを考えてみても、答えが得られない。同じような状況になれば、また同じことをやってしまう可能性がある。それしかやれなかったという気持ちがあるが、それで本当によかったのかという疑問もある。ケアラー支援というのは簡単かもしれないが、とても難しい面を含んでいる。ある人の生き方を他人が良いとか悪いとか評価できるのかと思う。しかし、結果を見るとき、よくやったと自分たちの関わりを肯定することもできない。</p>	④
	<p>ケアラー支援がうまくいかない場合には、ケアラーが疲弊してしまいます。そして、ケアラーが疲弊してしまう背景には、ケアラー支援がうまく機能していないという現実があります。もう少し言うと、ケアラー支援者が疲弊してしまうと、ケアラーがその影響を受けて疲弊することです。ケアラーの疲弊をケアラー支援者が処理できない、対応できない、無力感を持つということで悪循環が生まれます。ケアラー支援者が、制度がない、能力的に無理、正当な要求ではないという捉え方で、ニーズに応えないようになると、ケアラーは孤立してしまいます。 ケアラー支援というと、ケアラーが援助を求める主体で、援助者は支援を提供する人なり組織と考えますが、困難なケースや行き詰まりがある場合は、ケアラー支援の主体が実は援助を求めているという視点が必要です。 ケアラー支援条例を読むと、ケアラー支援者側には無限の能力や可能性があるようなイメージがわきますが、現実はそのではありません。できることは、関係者が一緒に考えること、問題を回避せずに向き合うことです。能力がないなりに、課題を引き受けていく姿勢です。これらは、伴走型支援、重層的支援などの言葉で表現されていると受け取ることもできますが、言葉に流れて、実際の受け止め方にならない場合があるので、特に指摘しておきたいです。</p>	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
	<p>京都市のことではないが、自分の経験を書きたいと思う。私の実家は、他府県にあり、高齢夫婦の2人暮らし。母は、急速に認知機能が低下して、自分の家、夫のことがわからなくなった。父が隣にいても「お父さんが帰ってこない」「知らない家について迷っている」と昼夜問わず電話がかかってくるようになった。もともと社交的だったこと、レビー小体型認知症だったため症状にムラがあったことから、認知症の評価をしても診察をしてもMCI程度と判断され、要支援1にしかならず、サービスがほとんど使えなかった。父の訴えは主治医には大袈裟だと言われ、地域包括支援センターには再調査を断られた。母は、家と夫がわからず混乱は増す一方で、父も私も日に日に疲弊していた。父は、介護に専念するしかないと言っていたが、私は、看護師をしているため、知識と経験をフル活用して、主治医や地域包括支援センターに掛け合い、診察に同席し、母との会話を録音し、再調査にこぎつけ、やっと要介護1がとれた。デイケア3回/週の通所ができるようになり、ドネペジルの治療が開始し、穏やかな生活が戻った。家族に医療者がいることは稀で、認められない、信じてもらえなければ、諦めるしかなく孤立するのではないかとケアラー支援条例ができれば、支援される人も増えるだろう。しかし、それで達成した、役割を果たしたと甘んじることなく、どこかに支援が受けられていない人、支援を求めている人がいることを考えて続けてほしい。私自身も医療者としてそういう姿勢でありたいと思う。</p> <p>条例の制定に当たってプロジェクトチームの方々が長い時間をかけ検討をしてくださり感謝しています。</p>	④
	<p>精神科は、昔と比べると敷居が低くなった。それはとてもいいことだが、それでも受診できていない人がいるし、長期間にわたって生きづらさを抱えていても（受診していても）自分を、または家族を精神障害者だと受け入れられない場合がある。つまり、見えないケアラーがいて孤立している。</p> <p>また、精神科救急病棟で勤務していて、本人だけでなく、家族も発達障害の特徴を持っているのでは？と感じることが多々ある。支援しようと思っても入院期間だけで何とかすることは難しい。地域の支援者さんたちは苦勞しているのではないかと。これは、今後も増えていくことと思われ課題だと思う。</p> <p>精神の病は、人間関係の病ともいわれており（脳の病気ということになっているが）調子が良くなった患者さんが退院しても、家族（ケアラー）と過ごすことで病状が悪化することがある。病院では、穏やかなのに退院するとすぐに調子が悪くなってしまふ。</p> <p>逆に患者の怠業などで精神症状が悪化すると家族（ケアラー）の生活が破綻してしまい互いの関係性が悪くなることもある。</p> <p>それを支援するためにこの条例はできるのだと思うが、身体・知的・認知症・精神など、それぞれに特徴があり、画一的な支援では、ケアラーは救われない。個々の支援の違いについては条例をどのように適応させていくのか知りたい。</p>	④
その他 条例全般	<p>やるべきではない。どれだけの人が救われるのか、疑問。大事な市民からの税金を使って、無駄な取組をすべきではない。お金が無い！赤字だ！と言っていたのは何だったのか!?議員のパフォーマンスなら、明らかに無駄。</p> <p>これまで、関係者から意見も聞かれているようだが、市民に意見を求めるなら、世の中で、どういう支援が求められているのに、今の制度では助けられないという、関係者の声、求められている内容も分かりやすく掲載すべき。そういう姿勢が本当に市民の声を聞こうと思っているのか疑問だし、意見募集を通して、市民に意義を理解してもらおうと思っているのかも疑問。無駄なこと、意味の無いことは本当にやめて欲しい。</p>	
	<p>自分たちがケアラーという立場であるとは思っていませんでした。そうしていくのが当たり前と思っていました。</p> <p>病状からして医者から治ることはないと言われていまして、「ケアラーが自分らしく、希望を持って暮らせる社会」はほど遠いですが、こんなケアラーの心の拠り所となり、心配事、困っていること、現状を聞いてもらえるケアラーのケアがほしいです。</p>	④
	<p>条例の制定よりも、まず、現在、極限にしながら介護をつづけている介護家族に対する具体的な支援策を講じてもらいたいと強く思います。</p> <p>認知症と家族の会に参加して、相談電話を利用して、ストレスをためないように、無理しないで自分の人生も大切に、よく言われます。寝たきりで、認知のある要介護5の母を35年、認知症の父を10年、ひとりでも自宅介護をしてきていますが、午前5時から、午後10時頃、お世話が終わるまで、ほとんど座る間もありません。座って食事をすることもほとんどありません。介護保険でヘルパーさん達にお手伝いをいただいても、これが現実です。ヘルパーさん達も、次々とやめられています。</p> <p>自宅介護の厳しい現実にあっては、外出や昼間の家族会への参加や、電話相談をしている時間などほとんどなく、自分自身の体調不良や持病でも病院の受診さえままなりません。厳しい自宅介護の現実を、ほんとうにわかっておられる方は少ないと思います。</p> <p>条例をつくられるのも意義のあることかもしれませんが、今日、明日にも、介護事故が起こってもおかしくない家族にとっては具体的な支援策を、今すぐにでも、始めていただきたいです。</p> <p>失礼ながら、ケアマネさんや、サービス責任者の方でも自身が、自宅介護を経験されてない方も、多いと思います。サービスの情報提供よりも前に、介護家族の声に、じっくり耳を傾けてもらいたい。介護の現実がどういうものか、24時間通して、考えてもらいたい。単なるサービスの情報提供や、レスパイトの勧めとかではなく、もっと、介護家族の声を、聴く、時間的な余裕を作ってもらいたい。</p> <p>失礼ながら、条例が制定されたとして、介護家族はたちまち楽になるわけではありません。今、ストレスの限界にある、介護家族が必要なものは、介護者のみならず、介護家族への傾聴、ではないかと思えます。そのなかで、ほんとうに、家族が必要としているものは何か、可能な支援にはどういうものがあるのか、じっくり話を聴きながら、考えてもらいたいと思います。</p> <p>孤立した家族が必要としているのは、寄り添って歩いてもらえる伴走者、理解者の存在だと、思います。ひとりひとりのケアラーに、現在のサービスを当てはめて進めるのではなく、なにが救いに、助けになるのか、一緒に考えてもらえるような時間、人材があればと、切に望みます。</p>	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
その他 条例全般	<p>まず最初に指摘したいことは、私がケアラー支援条例制定の機運が盛り上がってきたことを家族会のメンバーにつたえたところ、そのことへの反応は小さなものだったということです。ケアラー支援条例に期待する声は目立ちませんでした。</p> <p>逆に、「自分たちはケアラーなのか?」「なぜ、そんなカタカナで呼ばれないといけないのか。」「ケアラー支援といいながら、家族を利用するつもりなのではないか。」という意見も見られました。</p> <p>やっと障害者をかかえた家族にも光が当たってきたという反応は全くありませんでした。このことを認識してもらいたいと思います。ほとんど行政に期待を寄せていないのです。</p> <p>では、何故そんなに期待がないのでしょうか。家族の声を聞いていると、自分たちの願いがそんなに簡単に言葉にならないという姿勢が感じられました。「ケアラー支援を受けるより、早くケアの役割を降りたい。」「逃げ出したい。」そういう声も聞かれました。自分たちの困難を言葉にして、支援を求めようとしても、その作業が似て非なる結果をもたらすという感覚が感じられました。本当のところは支援を求めているのに、適切な支援を得ることは難しいという意見と思えました。ここに実はケアやケアラーをとらえることの難しさがあると思います。</p> <p>ケアにしろ、ケアラーにしろ、実際はあまり意識することなく、自然な形で手が出て、困っている人を支える行為から始まっていると思います。それは自発的なものです。</p> <p>しかし、種々の困難が重なり、負担のために制限が生まれてくると、本来自発的だったものが、責任とか義務の色合いが生まれて行きます。困難が生まれれば、すぐやめられるかということ、そういうわけにも行きません。その矛盾や葛藤、困難がケアラーの立たされている場でしょう。すぐには解決できない状況であることがわかるからこそ、負担は重くなります。家族や友人という狭い人間関係の中で、困難が拡大しても、簡単に外部の力を助けとして求められない。</p> <p>内輪の話を外に漏らすことには抵抗があります。ケアラー支援ということを考えるとき、このようなケアラーの置かれた状況を十分認識する必要があると思います。</p> <p>このような屈折した立場にいるケアラーの声は、アンケートのような方法ではなかなか把握することができません。その人の置かれている立場をまるごと理解した上でないと、聞き取ることができません。ケアラー支援を実現しようとすると、その方法には、多くの工夫とコミュニケーションの積み重ねが必要だと思えます。今回のケアラー支援条例はそのための第一歩、絶え間ない関心を注ぎ続けることの始まりであってほしいと思います。</p>	④
	<p>精神科治療の根本は、国の制度の劣悪さにあると思います。病気の研究、治療方法、病院の医療の内容、体制、絶望的になります。医師の育成教育、「この医師は、どんな教育を受けてきたのか」と、怒りばかりです。</p>	④
	<p>この条例がケアラー支援につながることを期待しています。</p>	②
	<p>条例の制定に賛成します。</p>	②
	<p>自分がケアラーであることに気づいていない人が気づき、必要な支援先につながるができるように、条例を広く周知していただきたいです。</p>	②
	<p>画期的な条例だと思います。ぜひ成立させるようお願いいたします。</p>	②
	<p>京都市は伝統的に社会福祉事業の実施において民間事業者に着しく依存してきた。加えて公私格差も著しいのが実態だと思う。また社会福祉協議会や地域包括支援センター（高齢サポート）等の便利使い（下請化）は日常化していると思われる。</p> <p>民間事業者や民間団体をもっと大事にしなければ京都市に置ける民間社会福祉活動は早晚廃れてしまい、京都市の福祉行政も大きく後退する。両者のよりよい緊張関係が必要である。</p>	④
	<p>ケアラー問題がここ数年大きな話題となり全国の自治体で「ケアラー支援条例」の制定が進んできているが、その背景はケアを必要とする要介護者等への公的支援が年々悪化しているという事実がある。特に介護保険制度に関しては改悪に次ぐ改悪で、利用希望者が必要な保険給付（サービス）が受けられないとか、事業者の撤退、職員の退職、家族介護者の介護離職などの厳しい現実が日常茶飯である。この現実を国はもちろんであるが、京都市行政においてもしっかりと把握し効果的な対策を早急に実施することを強く望むものである。</p>	④
	<p>この条例には直接関係ないが、心身障害者扶養共済制度の受給される加入者（保護者）の死亡又は重い障害の状態について、時代に即応したものに変えるべき。負傷等による障害と思われるものが多いが、今や脳梗塞などによる半身の麻痺であっても寝たきりとなり、就労できない状況も多いのでは? 介護度が「5」で寝たきりになったが、半身麻痺と支給されなかった。</p>	④
	<p>全体的に抽象的な印象があります。</p> <p>実際にケアラーになってみて、介護（ケア）に関する費用、介護を受ける者とケアラーの生活を支える費用（生活費）が円滑に使える制度が必要だと思います。認知症になると、法定後見・任意後見共に家庭裁判所の管理下に入り、後見人や後見監督人に一々お伺いを立てる必要があります。それではタイムリーな対応ができませんし、ケアラーを苦しめるだけです。何らかの使い勝手の良い方法が必要です。</p>	④
<p>京都市では古くから、認知症の家族や関係者、身体障害者、精神障害者の方々の方々の会などが多くあり、声を上げて啓発活動を行ってきた。</p> <p>そうした支援団体の活動の維持や、支援団体の会員の方々が元気に活動できることがケアラーの大きな支えになると思う。</p>	④	
<p>京都市では、高齢者、障害者、患者、児童生徒に関わるボランティア活動が多く、参加する方々も多くいるのではと思う。特に介護、福祉、医療に関係するボランティア活動は、参加者が学びや気付きを得る機会にもなる。</p> <p>こうした様々な経験を積んだボランティアの方々に、今度はケアラー支援の役に立っていただきたい。</p>	④	
<p>良い内容だと思いました。経済的に困ることが多いので、補助金とか医療費の免除とかの措置があると嬉しいです。</p>	④	
<p>重度心身障害の息子を持つ母親です。</p> <p>このような条例ができるのは本当に有難いことで、嬉しく思います。</p> <p>この条例を基に様々な制度ができ、安心して介護を人にまかせられてケアラーが自分を取り戻せる日々が増えれば良いと思います。今後の希望が見えてきました。期待しています。</p>	④	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
	子ども・若者育成支援推進法が改正され、自治体が支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されたことから、主となる相談先は京都市子ども・若者総合相談窓口にする事で、ワンストップで他の相談に繋がりがやすいし、分かりやすい。色々な窓口ができるとうらい回しになる恐れがある。	④
	親が病気や障害のある子を育てる場合、当然その親もケアラーに入るんですよね？“産んだ子を親が育てるのは当たり前だから、その子に大変な病気や障害があったとしても親が何とかするのが当たり前”という風潮があるように感じます。本条例の制定により、ケアに関わる全ての方が救われることを願っています。	②
	親なき後の問題です。子供が10代の頃から約30年間ケアしてきました。今でも市役所への手続きは、親がサポートしなければ出来ません。親も高齢になり身体的、精神的に苦痛です。親なき後の不安は大きく、「相談室」が2017年に大分県やさいたま市に出来ています。全国に広がり「障害者と家族をサポートする団体」ができれば、不安な時に話しを聞いてもらえる大切なのは、いつでも相談できる窓口が存在することです。そこに支援者がいて、あちこち行かずともサポートしてくれる所が切実に欲しいのです。	④
	条例の方向性は熟慮を重ねたものと考えられ、高く評価したい。ケアラーとその家族が尊厳を保ちながら普通の暮らしができるよう、施策を実施していただきたい。	②
その他 条例全般	<p>ヤングケアラーについて、学校等の役割については記載があるが、保護者の役割については記載がないため、北海道苫小牧市の苫小牧市ヤングケアラー支援条例の第5条1項・2項と、群馬県安中市の安中市ヤングケアラー支援条例の第5条1項・2項を参考にして、京都市ケアラー支援条例の第8条の次に、新たに「保護者の役割」という欄を追加すべきである。</p> <p>追加する条文の例として具体的には、</p> <p>第〇条</p> <p>1項：保護者は、基本理念にのっとり、ヤケアラーについての理解を深め、児童の最善の利益を考慮し、子どもの意見を尊重しつつ、当該ヤングケアラーの年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。</p> <p>2項：保護者は、本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者の世話等の責任を子どもに負わせないよう、市や学校等に対して、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を求められることができる。</p> <p>などの条文を追加すべきであるとする。</p> <p>また、保護者の定義については、第2条に、第2条（8）として、新たに保護者の定義について追加すべきである。</p> <p>その定義の文言としては、</p> <p>「保護者：親権を行う者、未成年後見人等ヤングケアラーを現に監護する者をいう。」とする。</p>	③
	新しい条例をつくって頂きありがとうございます。 友人の弟は長年親に付ききりの介護をして55歳まで仕事に就けず、独り身で、親が亡くなってから体を壊し（入院するほどではないが、長年仕事に就けず引きこもり状態で仕事はできない）、現在は66歳の友人が時々様子を見に行き世話をしています。友人は一番大変なことは金銭的なことだと言っています。友人がお小遣い程度を夫に内緒で弟に渡し、援助しているそうです。ケアラー条例には金銭的援助は無いのでしょうか。	④
	「ケアラー支援条例」だけのことではないのですが、行政、医療、教育等様々な現場で、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」での対応と情報提供が増えることによって、家族内等の言語的ケアラーの負担軽減につながるかと思います。	④
	小さい頃ケアした経験というのは、大人になってもずっと苦しみの後遺症が消えないということを知ってほしいです。この条例が「かつて子どもだったすべてのケア経験者」が少しでも心身を楽に生きていけるものであってほしいと思いました。 具体的には、整骨院やアロママッサージなど、心や体のリラクゼーションに関わる何かを無償で提供する福祉サービスがあれば、私はそれだけでもかなり救われると思います。鬱による体の痛みから一刻も早く解放されたいです。お願い致します。 ケアラー支援条例ができることに感謝しています。	④
	ヤングケアラーを支える居場所づくりなど、行政や市民ボランティアさんなどによる取り組みはだいぶ増えてきたけれど、ミックスルーツの子どもたちの居場所は全く足りていないと感じます。 ミックスルーツの子達は外国人の親を持つので、他のヤングケアラーと共有できないエピソードがとても多い。 ヤングケアラーの居場所支援のチラシには「同じ経験をもつ仲間と出会えるよ」と書いてあるけれど、外国にルーツがあることで、そのような場ですら「自分は人と違う」と疎外感を感じて、つらくてもう二度と行けなくなってしまう。 京都市には外国籍の子も難民の子も多様なバックグラウンドを持つ子が増えているので、何かそういった子達に特化した心のサポート体制ができてほしい。スクールカウンセラーだけでは足りない。外国ルーツ当事者の方たちが直接、学校現場に入って子供の相談に乗ってあげる仕組みがあってほしい。	④
	議会も、議員立法で作っているのであれば、事前に調整などせず、議会の場でしっかりの政策の是非・実施状況を確認してください。	③
	障害者権利条約は“私たちのことを、私たち抜きに決めないで”ということを基本に据えています。 今回のケアラー支援条例に関して、色々な人の意見を聞きましたが、この原則が障害者だけでなく、ケアラーにもあてはまるという強い意見が寄せられましたので、強調させていただきたいと思います。	②

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
その他 条例全般	<p>条例にはありませんが、「健康長寿のまち京都」という以前からあるキャッチフレーズをそろそろ書き換えるべき時期ではないでしょうか。病氣障がいがあるとうと、加齢や認知症による大変さはあろうと、元気にすごせること、をイメージできるコピーであればいいですね。「健康長寿」とそのための「予防」は現実に支援が必要な人を疎外します。</p> <p>この条例にもあるように、ケアは、幼い子供にも備わった人性の一つであり、障がいがあってもなくても、若いも若きも、あなたも私も、男も女も、誰もが、オギャーと生まれて死ぬまでの、生きることに必要なもの、共に未来へ立ち向かう力だと思います。そして、ケアが守り、ケアによって守られるのは、「人」ではなく、その基本的人権です。支えるのは、社会、経済、文化、歴史、地域、そして人といった、幾重もの大きな輪とそのリンクです。昨年制定された認知症基本法はそれを訴えますが、その一項で「予防」を強調したことで当事者の排除・疎外のニュアンスが加わり「画竜点睛を欠く」ことになってしまったと思います。その轍を踏まないことが大事です。</p> <p>ケアの語源は「先のことを心配する」だそうです。一方キュアは、「世話をする」だそうです、「医者が世話をし、自然がこれを治す」という古いギリシャのことわざがあるそうです。先のことを心配して今ある課題に介入するのが、医療を含めた介護ということになると思います。そうした文脈の中にケアラーの問題があり、どこまで「社会化」できるかが問われていると思います。</p>	④
	<p>乳幼児健診の際、歯のフッ素塗布のためのクーポン券を渡しますが、その際の近隣歯科リストが全て漢字の日本人用表記のものしかありません。せめてカタカナ、できればローマ字との併記のものを作れないのでしょうか。</p>	④
	<p>京都市でも行っている医療通訳の派遣事業について情報の共有が十分に為されていないように思われます。何度か疾患があるために小児科への紹介状を記載する場面に対応したことがあります。担当の医師は仕方がないとしても、同席している保健師さんすらも「〇〇病院なら通訳が使えますよ」と発したケースはありません。私は通訳として必ずそれを伝えますが、当然どの家族も当該の病院を選びます。通訳の間でもこのことは共有されていない場合がありますし、特にマイノリティ言語の通訳の場合、京都市のみで通訳をしているとは限らないので少なくとも健診担当者の間では共有して欲しいと思います。</p>	④
	<p>医療通訳サービスについてですが、少なくとも区ごとに一つは置いて欲しいと思います。実際の通訳が難しくれば、ネットを通じてのサービスもあります。（メディフォン等）友人知人を通訳代わりにして対応している人たちも少なくありませんが、精神疾患、発達障害など身近な人々には知られたいくないような疾患もあり、そういう場合に個人で通訳を雇うとなるとかなりの費用がかかります。外国人労働者家族の収入は必ずしもそれに対応したものではありません。ご一考願いたく思います。</p>	④
	<p>また、発達障害などの心理テスト、支援学級への面接などにも通訳のサービスが必要ですが、乳幼児以外の場合（特に10代になってからの場合等）言語による支援が不足している場合も少なくありません。転じて不登校の状態になってしまっている外国ルーツの10代以上の児童生徒、若者については是非一度徹底した調査をして欲しいと思います。</p>	④
	<p>条例が、お飾りで端っこに追いやられることなく、しっかり現実性を持った施策につながりますように。</p>	④
	<p>第9条の吹き出し解説にあるように、ケアラーには「年齢や言語の問題など様々な事情・背景を持つ」人々がおられることから、全体を通して、これまでの形式にとらわれることなく、分かりやすい表現とする。</p> <p>例えば、基本理念（第3条）の規定の書き方を、吹き出し解説の内容（「社会全体でケアラーを支えていくに当たって～掲げているよ。」）に置き換える。</p>	③
	<p>精神障害の更新手続きについて 障害年金・自立支援医療受給者証・福祉手帳は有効期限がバラバラで、現在親である私が手続きをしています。私が動けなくなったとき、本人ができるだろうか、誰がサポートしてくれるのだろうかと不安になります。</p>	④
<p>2019年、神戸市で介護殺人事件が起きました。複雑な家庭環境の中で念願の幼稚園教諭になった社会人一年生のAさんは、職場から持ち帰った教材制作と祖母の介護で睡眠時間も2時間程度で、認知症の進んだ祖母から暴言をはかれたAさんは、祖母の身体を拭いていたタオルで、思わず我を忘れて祖母の口を塞いで殺害しました。（詳しくは毎日新聞取材班「ヤングケアラー」参照）</p> <p>このような痛ましい事件の背景には（自己犠牲）という観念が存在します。本来、祖母には3人の子供がいきましたが、幼い頃に母を亡くしたAさんは一時期施設での暮らしを経て、祖母に預けられて短大を卒業して幼稚園に就職しました。学費を祖母から出してもらった負い目もあり、本来ならば親の介護すべき子供達3人は様々な理由を持ち出して、A子に祖母の介護を押し付けました。</p> <p>自己犠牲に付いてです、親が障がいのある我が子をケアするのは、当たり前という考え方が社会的なベースとなっています。果たしてこのようなことではないのでしょうか。</p> <p>ケアラーが本来やりたいことや希望する職業に就くこと、家族での旅行や自分自身の自由な時間を持つこと、まして、子どもが幼い兄弟姉妹や障がい者を持つ親の世話をすることは大変なことです。いわゆる「ヤングケアラー」です。そのような子供達は、自分の将来の希望や夢を封印します。進学、就職、結婚、友人との交流や付き合い等を家族のケアというどうしようもない大きな渦に巻き込まれて、希望と夢を持たず、人生そのものをあきらめて、夢と希望を失います。私たちが目指すケアラー支援とは、そこを見逃さない支援条例です。又、冒頭に上げた悲惨な事件を起こさない為にも、個人のケアラーからでなく社会の方から支援の手を差し伸べるべきではないでしょうか。</p> <p>京都市会議員、ケアラー支援条例プロジェクトチームの皆さん。ケアラーに、夢と希望がもてる京都市ケアラー支援条例つくり上げてください。</p>	④	

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
その他 条例全般	<p>市民団体の課題でもあるが、ケア当事者を抱えている関係団体に、取り残しがあるのではないのでしょうか？市民団体の結成だから団体や個人の意思だといえばそれまでですが、市や社会福祉協議会などから助成をもらっている伝統的な団体が見当たらないと感じます。行政からそれらの団体には、参加を呼びかけられたのでしょうか。私が知っている友人たちの関係団体が、参加していないし現代表も知らないと言われておられた。</p> <p>せめて各障害等福祉事業の説明として受給者に手渡されている説明書掲載の関係者団体には、参加への呼びかけが行われたのか気になります。</p> <p>歴史のある当事者や家族の運営する会は、世話人などの高齢化や常態化が見られ、もうそんなに頑張らなくてもいいのではないかという考えもあろうかと思いますが、市から声を掛けられるということの意味は思ったより力があるのではないのでしょうか？web時代に置いてけぼりになっていることもたしかでしょうし、もうどうでもいいわと言った諦め感に陥っているのかもしれないと感じています。</p> <p>また、事業所の責任者も、事業所利用の当事者や家族も全く知らないと言われる方は枚挙にいとまがありません。例えば、知的障害者の手をつなぐ育成会など。驚いたのは、高齢者の区役所の分室的働きを持っている高齢サポートのセンター長も全く知らなかったと言われ、ショックを受けています。区社会福祉協議会でも、最近本部からのネットで周知が届いたが素案は忙しくて見ていないと言われ驚きました。ここには素案そのものを配布用において欲しかった。</p> <p>もっと驚いたことは、市民新聞には掲載されていないように思います。原稿の締め切りの関係もあろうかと思うが、近く想定されるということになっているのなら予告のPRだけでもすべきではないでしょうか。</p> <p>偏りがあってもよいかとは思いますが、条例を作るというところに視点を置くと従来からある障害関係分野には、市から呼びかけなどして漏れないような構成を団体に呼び掛けて参加されるように持っていくべきではなかったか？</p> <p>知的障害知的障害のある子供を持つ老親が、差し上げた素案を見てびっくりされ、手をつなぐ育成会に確認したが全く知らなかったと。重い障害当事者のよく発言できる方、就労支援の事業所の職員、介護保険関係事業所も知らないなんて驚きでした。</p>	③
	<p>一番の驚きは、素案の配布について、市会事務局に聞いたら、市会図書館で閲覧できると。欲しいというコピーを取れと言われる。居住地の区役所では電話確認の上、出かけるのと置いてあると言われたところにはなかった。配布の責任者について市役所に聞いても判然としない。高齢関係の窓口に言ったら、知らないという。たまたま何とか手に入れた見本を持っていたので示すと、モノクロコピーでよければ焼きまますと言われお願いした。</p> <p>仲間で読み合わせしようと思って、月一回の会報が発行する日が9月4日だったので、事前に素案をもらえればニュースに掲載できたのに、全く手がなかった。週明けの6日、提出期限開始日なのに悔しい思いがした。それ以降40日、なげなしのレスパイト時間をこのために何度か電話をかけたりに出向いたりして、がっくりし意欲喪失したが、気持ちを取り戻しながら最終便で出そうと思った。会員さんには10月3日発行のニュースに、何とか同封できたが、よく読んで意見を出してくださきことを確認できたのがせめてもの当事者高齢者の会の世話人として慰めとなった。</p>	③
	<p>条例が通ったところで各担当部局がどれだけやるのか、予算はあるのか、市会事務局は作るだけ、担当部局は実施要領をつくるだけ、理財局はお金ないよとせめぎあいとならないか案じています。</p> <p>たまたま「京都民報」の津止正敏さんのご意見には、最後に不安感というか、問題点あると書いておられる。その意味は何か？実行委員会では論議されなかったのでしょうか。議員さん、関係団体さんたちがいい感じで進めてこられたのだから、これ以上、当事者は何も言うことないありがたい条例だと思うように、期待されているのではないのでしょうか。つまりパブコメもカッコだけ？</p> <p>老老介護、介護保険利用同士の夫婦ですが、夫のデイサービス利用の貴重なレスパイト時間を電話照会や、少ないバスを待ちながら区役所に2回行きました、市役所にも行きました。なげなしのレスパイト時間をパブコメ準備にどれほど使ったか。何回電話したか？</p>	③
	<p>4月以降の市民新聞に関して、横書きは抵抗なく数字なども見やすくなったと思っています。でも広告をみて唾然としました。小さく広告と明示してありますが、登場する事業者に気になるところがあります。高齢者の超高級有料ホームが毎回出てくることです。これは、資産家の高齢者にとっては、いい情報になると思いますが年金暮らしでやっとなのいである者でも入所できるような程度のことを掲載してほしい。この広告収入がどう使われるのかと思うと、今回のケアラーにとっても予算確保がどうなるのか大変気になります。</p> <p>介護保険から外れた支援1, 2の利用者は介護保険ではなく、市の制度になっています。利用者はよくわからないと思いますが、自分で払った保険料で利用できないとはだまし討ちみたいなことですね、今市民新聞の掲載している有料ホームは、合わせて介護保険の関係も経営しているかと思います。</p> <p>大規模な事業所が、そばに介護保険事業を併設して利益を上げて、小さな事業所を圧迫して、縮小したり廃業したりで、ケアが利用できなくなると困っております。また、権利擁護に関する広告も。信用できる事業者か疑問です。</p> <p>ケアラー条例素案を載せないで、気になる事業所のPRを載せることは疑問です。一般的な市民・高齢者の所得水準からいかがかなと思います。</p>	④

分類（関係条文等）	意見の内容	反映状況
その他 条例全般	<p>世界から見れば遅れているデジタル化の日本であろうが、高齢者は利用できない。紙媒体での広報をきちんとしてほしい。とはいえ、区役所の配布棚は目一杯各種置かれていて、急ぎもらって帰って読む間もなく忘れてしまうのが落ちである。新聞を取る家庭も少なくなっていると聞か、TVやスマホだけでは情報源としては物足りない。PCを少しできるものにとっても、今回のパブコメに関する的確な情報にたどり着くのに時間がかかった。第1回、第2回のまとめをもっと前に読むべきであったと猛反省。いろんなケアを必要とする方々、それを支えるケアラーさんのご苦労。</p> <p>高齢者の介護者の会を始めて30年になる。毎月欠かさずA3二つ折りのニュースを発行しているが、一番人気は介護経験談である。創立以来の世話人は、ケアをとくに終えて今はもうケアされる自分のことで精いっぱい。それでもデイサービスは行きたくないと言われる。現在展開されているデイの様子を知らないようなので、次回はデイの種類についてきちんと知らせようと思う。いくらチラシや健やか進行中に書いてあっても、見ていないと思う。</p> <p>情報が少ないと言われるかもしれないが、あふれかえっている。しかし自分に必要なものかどうかわかりにくい。市民新聞は、横書きになって読みやすくなったが、同時に広告が入るようになった。大きなスペースに目立つ書き方で驚くが、角に広告と書いておりホッとすると同時に広告掲載料はいくらなのかと勘繰る。そして書かれている内容にはもっと驚き怒りさえ覚える。というのは超高級有料高齢者ホームだから。介護保険の負担金にも利用料で躊躇することもある中で、何千万もすると書かれているとわびしくなる。高齢者のお金持ちはいると聞いているが、年金で暮らしている平均所得の人が入れるようなホームを掲載してほしいと思う。他の成年後見制度や財産相続からみの相談所の広告も良い事業所かどうかかわからない気がしてくる。</p>	④
	<p>条例の中に当事者を構成員として位置づけしてほしい。成立し各部局で実施体制に入るのを急いでほしい。実施後は経過報告を定期的に公開してほしい。場合によっては、より良い方に改定してほしい。</p>	④
	<p>まず大切なことは、ケアラーの周知を図ることで、ケアラー自身が自分の不当な役割に気づくことだと思います。そういう意味では有効な条例であると思う。</p>	②
	<p>本校にも該当するかもしれない児童が在籍し、生徒指導課とも連携しながら、日々の様子を観察している。学校現場では、すでに取組が進められていることも理解いただきたい。</p>	③
	<p>ケアラーにこれら条例の内容が適切に周知されるようご配慮いただければと思います。</p>	④